

むつ市議会第195回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成20年3月6日(木曜日)午前10時開議

諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第2号 むつ市行政評価委員会条例
- 第2 議案第3号 むつ市水川目酪農振興基金条例
- 第3 議案第4号 むつ市職員の自己啓発等休業に関する条例
- 第4 議案第5号 むつ市後期高齢者医療に関する条例
- 第5 議案第6号 むつ市準用河川管理条例
- 第6 議案第7号 むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第8号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第9号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第10号 むつ市特別会計条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第11号 むつ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第12号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第13号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第14号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第15号 むつ市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第16号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第17号 むつ市介護保険事業計画等策定委員会条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第18号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第19号 むつ市営住宅条例及びむつ市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第20号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第21号 むつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第22号 むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第23号 むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第24号 むつ市簡易水道事業に地方公営企業法の全部を適用する条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第25号 新たに生じた土地の確認について
- 第25 議案第26号 新たに生じた土地の町名について
- 第26 議案第27号 新たに生じた土地の確認について
- 第27 議案第28号 新たに生じた土地の町名について
- 第28 議案第29号 新たに生じた土地の確認について
- 第29 議案第30号 新たに生じた土地の町名について

- 第30 議案第31号 公有水面埋立てに係る意見について
- 第31 議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 第32 議案第33号 一部事務組合下北医療センター規約の変更について
- 第33 議案第34号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第34 議案第35号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第35 議案第36号 平成19年度むつ市一般会計補正予算
- 第36 議案第37号 平成19年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第37 議案第38号 平成19年度むつ市老人保健特別会計補正予算
- 第38 議案第39号 平成19年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第39 議案第40号 平成19年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第40 議案第41号 平成19年度むつ市簡易水道事業特別会計補正予算
- 第41 議案第42号 平成19年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第42 議案第43号 平成20年度むつ市一般会計予算
- 第43 議案第44号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第44 議案第45号 平成20年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第45 議案第46号 平成20年度むつ市老人保健特別会計予算
- 第46 議案第47号 平成20年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第47 議案第48号 平成20年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第48 議案第49号 平成20年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第49 議案第50号 平成20年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第50 議案第51号 平成20年度むつ市簡易水道事業特別会計予算
- 第51 議案第52号 平成20年度むつ市用地造成事業会計予算
- 第52 議案第53号 平成20年度むつ市水道事業会計予算
- 第53 報告第1号 むつ市国民保護計画について
- 第54 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)
- 第55 報告第3号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第56 報告第4号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第57 報告第5号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27人）

1番	川	下	八十美	3番	新	谷	泰	造
4番	目	時	睦男	5番	高	田	正	俊
6番	新	谷	功	7番	白	井	二	郎
8番	馬	場	重利	9番	山	本	留	義
10番	千	賀	武由	11番	菊	池	広	志
12番	富	岡	修	13番	佐々木	隆	徳	
14番	野	呂	泰喜	15番	岡	崎	健	吾
16番	鎌	田	ちよ子	17番	工	藤	孝	夫
18番	横	垣	成年	19番	富	岡	幸	夫
20番	斉	藤	孝昭	21番	中	村	正	志
22番	浅	利	竹二郎	23番	川	端	一	義
24番	半	田	義秋	26番	佐々木			肇
27番	山	崎	隆一	29番	村	川	壽	司
30番	村	中	徹也					

欠席議員（3人）

2番	澤	藤	一雄	25番	菊	池	一	郎
28番	川	端	澄男					

説明のため出席した者

市長	宮	下	順一郎	副市長	田	頭		肇
収入役	田	中	實	教育長	牧	野	正	藏
公営企業 管理業者	杉	山	重一	代査委員	菊	池	十	四夫
総務部長	齋	藤	純	総務部 税調整 部務監	佐	藤	忠	美
総務部 理事納室長	西	堀	敏夫	企画部長	阿	部		昇
企画部 理事	近	原	芳栄	民生部長	佐	藤	吉	男
保健福祉 部長	佐	藤	節雄	経済部長	佐	藤	純	一
建設部長	成	田	豊	建設部 理事	石	田	三	男
教育部長	新	谷	加水	公企業 局営長	小	川	照	久

監査委員 部長
 企画 部長
 企副 部長
 建副 部長
 農委 業会長
 川舎 内長
 脇野 沢長
 総総 部課長

遠藤雪夫
 千船藤四郎
 鈴木克郎
 太田信輝
 村川修司
 工藤昭治
 船澤桂逸
 吉田真

総副 部長
 企副 部長
 民副 部長
 選委 局長
 総防 部長
 大庁 畑長
 総総 部長
 総総 部課長

新谷正幸
 奥島慎一
 河野健二
 大芦清重
 八重樫明
 伴邦雄
 松尾秀一
 澁田剛

事務局職員出席者

事務局 局長
 総括 主幹
 庶務 係長
 調査 係査

小島昭夫
 工藤昌志
 金澤寿々子
 石田隆司

次長
 総括 主幹
 庶任 主査
 議事 係事

高田文明
 柳田諭
 濱村勝義
 井戸向秀明

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は27人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

3月14日に予定しておりました澤藤一雄議員の一般質問については、3月4日に通告内容の全部を取り下げる旨の申し出がありました。議長において、これを許可しておりますので、ご了承願います。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

日程第1～日程第57 議案質疑、委員会付託、一部採決

議案第2号

○議長（村中徹也） 日程第1 議案第2号 むつ市行政評価委員会条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。20番齊藤孝昭議員。

（20番 齊藤孝昭議員登壇）

○20番（齊藤孝昭） おはようございます。議案第2号に対して質疑させていただきます。

議案第2号は、むつ市行政評価委員会条例、つまり行政評価を外部の目とする委員会を設置するという内容であります。まず行政評価システムが

まだできていないと思いますが、当然その行政評価制度の指針または概要が決まって、それに基づいていろんな評価をしていく委員会だというふうには私は思っていました。なぜその概要または指針が決まっていないのに、先に行政評価委員会を設置する条例を出したのか、理由をお知らせください。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

この行政評価委員会条例を提案いたしましたのは、もう既に内部におきまして、この行政評価制度に係る検討部会を設けてございます。その中で種々検討いたしまして、その評価制度に係るマニュアルとか指針、そういうものをつくってございます。それを受けましての今回の提案でございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 20番。

○20番（齊藤孝昭） 指針、概要等できているということでありましたが、行政評価委員会の仕事は役所が行う事業に対して評価をするということでありまして、その概要とか指針ができたから次は委員会を設置するのだというふうなことにはなかなかつながらないと思います。まずは、どういうふうな方法でどんな内容で行うのかというのを議会に示して、当然条例も制定しないとだめだと思います。その後行政評価委員会を設置するのであればいいのですが、並行して内部で進めているから委員会を設置するのだというのは果たしていかがなものかと思いますが、もう一度お答えをお願いします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） この行政評価委員会条例の第1条では、その設置目的を述べてございます。その理由について具体的にちょっと申し上げたいと思います。

まず、市が実施しております、あるいは実施しております事務事業については、3つの視点で評価することにしてございます。

まず、その必要性について。社会ニーズが低下しているのではないか、あるいは他の事業に転化することもできるのではないか。次は、有効性について。期待どおりの成果が上がっているのか。次は、実効性について。事務事業の執行の方法の改善や外部委託により経費の節減が図れるのではないか。これらの3つの評価を市民や学識経験者などの外部の視点から総合的に判断していただき、翌年度の予算に反映させたいと考えてございます。このように、事務事業の必要性や効率性の観点から事業化の可否を総合的に判断しようとするものでございます。

また、これらの結果を公表することによりまして、事業の実施過程の透明性を確保し、市民に対する事業実施者としての説明責任を果たすことを目的としてございます。現在これらの事業につきましては、担当課主導で行っておりますので、ある意味ではその評価を身内で行うため、どうしても甘くなる嫌いがございます。この行政評価委員が事務事業を評価することによりコストの縮減や迅速な事務事業の執行が職員の意識改革につながり、あるいは変化にもつながることを期待してございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 20番。

○20番（齊藤孝昭） そういうことを聞いたのではなくて、何で今のこの時期に行政評価委員会を立ち上げなければならないのだということを聞いたのです。事務事業をチェックする外部の組織が必要だというのは、それは十分わかります。だったら今総務部長が話した行政の各事業の結果、それを評価する場は今後いつになるのか、またはそれまでの間、今設置した間、この行政評価委員会

の仕事は何があるのか。報酬も当然払わないとだめなのですね。そういうのも含めて、一番最初に言いましたけれども、指針とか概要とか私たちは全然わからないのに行政評価委員会だけ設置してほしいと、設置するのだという条例を出すのはどういうことですかというふうなことを聞いたので、それを再度お答え願います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

今事務事業の見直しにつきましては、各課で行うこととなります。まず評価につきましては、1次評価、2次評価、3次評価ということをご想定してございます。今提案申し上げておりますのは、第3の評価でございます。事務事業を、これまで行っているものを精査して、まず担当課で1次評価してもらいます。2次評価は、ある意味では本部会議がありますので、その中で評価してもらいます。さらに、第三者で最終的な第3次評価をしてもらう。これによって翌年度以降の事務事業にいいところはいい、だめなところはだめと判断してもらって、翌年度以降の予算に反映させたいと。ある意味では、そうやることによって、事務事業の透明性を市民にはかかれると考えてございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 副市長。

○副市長（田頭 肇） 市の行政改革推進本部長は副市長が当たることになっておりまして、これまでそのむつ市集中改革プランの中でつけ加えた行政評価制度でございます。今総務部長から説明ありましたように、マニュアル、それから基本方針を定めまして、既に外部の講師を招いての講演、それから係長級以上をもつてのその実施の内容について、外部講師を招きながら訓練いたしております。

ことしが試行でございます。そして、来年度実施でございますが、この行政評価委員のほうにお

きましても、市の事務事業、行政評価制度検討部会のほうに上がったのが大体606事業でございます。これは各部門にいろいろ属するわけですが、この第三者委員の評価につきましても、ただ委員会を設置してすぐというような対応は難しいと思います。市の執行と並行しながら、来年度に向けての行政評価委員会としてのあり方、その内容等について、ある意味で並行して熟知してもらう必要性を本部長としては感じております。

ですから、斉藤議員言われるように、その提案の時期ということになるかと思いますが、今既に職員はこの内容の検討、評価の各部門でも評価の方法について実地に訓練に入っております。行政評価委員会という第三者機関を早く設けまして、その評価方法等に並行しながらやっていくのが来年の実地の、実際の評価につきまして非常にスムーズにいけるのではないかというような考えを持ちまして、今回早いか遅いかは別にして、並行していく観点からは、今の時期が適切ではなからうかと、こういう判断でございますので、ご理解をお願いします。

○議長（村中徹也） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で議案第2号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第3号

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 議案第3号 むつ市水川目酪農振興基金条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、20番斉藤孝昭議員。

（20番 斉藤孝昭議員登壇）

○20番（斉藤孝昭） 議案第3号に対して質疑させていただきます。

水川目地区の酪農構造改善を促進するため水川目地区に水川目酪農振興基金というのをつくるのだというふうな条例であります。まずなぜ水川目地区だけに限定したのか。

それと、平成19年度ですけれども、当初予算で酪農振興基地建設調査費というものを200万円つけております。それとの関係はどういうふうになっているのか。

もう一つが、財政がこんなに厳しいのはだれもがわかっているのですが、その厳しい中で貯金をするのだということはどういうことかということの3点お聞きいたします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） まず最初に水川目地区に限定した理由についてお答え申し上げます。

ただいま建設に向けまして、諸手続が進められております使用済燃料中間貯蔵施設については、平成12年11月、使用済燃料中間貯蔵施設立地可能性調査依頼がなされ、東京電力では使用済燃料中間貯蔵施設建設予定地である水川目地区に対して、水川目地区の主要産業は酪農業であり、この酪農業を発展させることが地区住民の幸せにつながり、地域振興が図られるというスタンスを持って水川目地区住民に立地承諾をお願いした経緯がございます。

これを受けまして、水川目地区では住民が協議を重ね、平成15年6月6日付をもって水川目地区関係5団体連名によります使用済燃料中間貯蔵施設立地に対する共存は可能であるとして安全性の確保や地域振興計画の策定、集会所の建設等の要望書がむつ市長あてに提出されました。市では、水川目地区の酪農振興策を考えるため、地元農家、むつ市、RFSリサイクル燃料貯蔵株式会社、それにJAはまなすとを交えた勉強会を平成16年6

月10日を第1回目として、平成18年度まで17回開催しております。勉強会では、市営酪農団地構想が提案され、平成18年12月25日には酪農団地構想や集会施設の整備等について水川目地区から2回目の要望書が提出されております。このようなこれまでの経過から、使用済燃料中間貯蔵施設が地区内に建設される水川目地区との共存のためには広く市内全域に対する対策のほか、水川目地区の酪農業の振興を図る必要があることから、水川目地区に酪農振興基地を建設するものであります。

酪農振興基地建設調査とこの基金との関係でございますが、平成19年度に基本構想策定のため200万円委託料を計上いたしました。委託するまでに至らなかったというふうなことで、これを原資として平成20年度、ただいまご審議していただいております。予算に計上してございます。

また、財源が厳しいのに基金を積み立てできるのかというふうなお尋ねですが、ただいまお答えさせていただきました。平成19年度に委託まで至らなかった委託料を平成20年度に委託料にまた盛り込んでいただいております。これを原資として基金を創設いたしました。さらに立地地域振興対策として平成20年度から交付される予定の電源立地地域対策交付金の受け皿としても創設し、交付金の一部を充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 20番。

○20番（齊藤孝昭） 今のような説明を当初予算の酪農振興基地建設調査費を計上したときになぜしなかったのか、前もってしているべきでなかったのかなというふうなことを今部長の答弁を聞きながら何となく思いました。

それで、基金はその電源立地地域対策交付金を充てるということではありますが、それはそれでいいと思います。ただ、今のRFSさんの中間貯蔵の関係の話もされましたので、もしかして将来こ

の基金にはRFSさんからの寄附みたいなものを予想してやっているのか。それともそういうのは全然見込みをしていなくて、もう自前で積み立てをしていって酪農業の振興につなげようとしているのか、そここのところの行政側の思いをお知らせください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この基金は、今ほど経済部長からご答弁申し上げましたとおり、電源立地地域対策交付金、これは全市的で使うものというふうなものの考え方でございまして、しかしながら平成15年6月6日、これは使用済燃料中間貯蔵施設誘致の段階で議会の中でもかなり論議が深まり、そして2万人に及ぶ市民の賛同の署名も集まるというふうな中で、この隣接地または本当に地域内の水川目地区の水川目町内会、そして農事組合、草地管理組合、転作組合等々の各5つの団体からこういうふうな形で第1次産業振興のためリサイクル燃料備蓄センターの誘致促進を図っていただきたいというふうな要望書が出され、そして先ほど経済部長がご説明いたしましたさまざまな要望事項、そしてこの施設との共存は可能であるとの結論に集約いたしました。非常にこの部分においては誘致に際しましての大きな地域の理解があったというふうなことでございまして、その部分においては、その電源立地地域対策交付金を全市的に使うものであるけれども、しっかりした計画を組み上げて、そしてその部分においては傾斜配分的な部分、これも考えていかなければいけないだろうと、こういうふうな思いでこの基金条例を今上程したわけございまして、他の民間団体等の、それは寄附をしていただければありがたいものでございますけれども、現在のところは全く想定はしておりません。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで齊藤孝昭議員の質疑を

終わります。

次に、18番横垣成年議員。

(18番 横垣成年議員登壇)

○18番(横垣成年) 同議案に対して質疑をさせていただきます。重複する部分は削除させていただきます。

まず、この基金というのは、先ほどの説明だと昨年度の二百数十万円ですか、それをとりあえず最初に積み立てるということでありますが、大体どのくらいを想定しているものなのかというのをお聞きします。

また、先ほどの説明ですと、いろいろ学習会を重ねて酪農団地だとか集会所整備という要望が上がったというふうな形の答弁でありましたが、地元の要望はその2点が主なものだったものかどうかというのを最初にお聞きいたします。

○議長(村中徹也) 経済部長。

○経済部長(佐藤純一) 基金はどのくらいを想定しているのかとのお尋ねにお答えさせていただきます。

立地振興対策として平成20年度から交付される予定の電源立地地域対策交付金の受け皿として創設するというのは先ほど斉藤議員にもお答え申し上げましたが、その交付金の一部を充当するもので、今後の酪農振興基地構想の状況に即して対処してまいりたいと現在のところ考えております。

それから、地元の要望はどのようなものがあるかというふうなことでございますが、酪農振興基地に限って申しますと、集合牛舎、それからTMRと申しますけれども、飼料混合施設、えさを混合して調合して各酪農施設に配る。それから、コントラクター。コントラクターというのは、今アメリカあるいはオーストラリア、南米のほうでも、コーンなり大豆の値段が高くて今酪農家も非常に苦しんでおりますけれども、なるべく自給率を高めましょうというふうなことで、飼料畑を造成し

て、自分たちでそういうものをやりましょうというふうなことで、農業、酪農に関して言えば、この3つが大きな柱になります。

以上でございます。

○議長(村中徹也) 18番。

○18番(横垣成年) 基金はどのくらい想定しているのかということについては、答弁はいただけなくて、状況に即して積み立てるということになりますと、今のところは全く白紙の状態、特にこの事業を特定しているという状況ではないというふうに判断するのですが、それでいいのかどうかということと、この基金は使い方が自由な基金となっているのかということもお聞きしたいと思います。というのは、当然水川目には酪農をやっている方もいますが、また酪農をやっていない普通の住民もおりまして、普通の住民にとっては何もメリットがないというか、そういうこともありますので、やっぱり普通の住民も何かメリットがあるような、そういう基金であってほしいなというふうに思います。そういう意味では何か、全然制限がなくて使えるものになるものかどうか、できればそれを要望したいのでありますが、そのところをちょっとお聞きいたします。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 先ほど斉藤議員にもお答えいたしましたとおり、水川目町内会というふうな形でご要望が上がっております。その部分で、これは決して酪農だけのということではなく、水川目町内会、さらに周辺に及ぶというふうな考え方を私はしております。これは、あくまでも全市の部分での電源立地地域対策交付金の使い道、そしてさらに傾斜配分はやはりこの水川目地区にはしっかりと配慮をしていかなければいけないだろうと、そういうふうな思いで今臨んでいるところでありますので、ご理解をいただきたいと思いません。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 電源立地地域対策交付金が平成20年度に交付が予定されておると先ほど申しましたが、前倒しで何とかいただけないものかということで平成20年度で申請いたします。そういうふうなことで、私どもその金額について確実にまだ入ってくるものを把握してございませんし、それから私どもの事業も今地域内で勉強会を17回やりまして、その後具体的にさらに詰めている段階でもございますので、基金の額については状況に応じてというふうに回答させていただきました。

それから、基金の使い方についてでございますが、無制限に自由にということにはまいりません。皆さんの公共の施設なり、そういうふうなものでございますので、ある程度の基本的な制限はつけさせていただきたいと考えてございます。

それから、市長もお答え申し上げましたが、酪農に関係する以外の方のメリットはないのかというふうなお話でございます。町内会がまず筆頭の名前で要望書を出されてきていましたけれども、この数年の間に離農者あるいは酪農をやめざるを得なかった人もございます。ただ、後継者があるというふうなことで、その方はほかの酪農家に行ってヘルパーとかやっております。そのほかにもございます。そういう意味で、先ほどのTMR、えさの配合だとかコントラクター、そういうところで今現在酪農をやれない地域の人たちもそこら辺に入って一緒にやろうではないか、手伝ってもらいたいというふうなものもございますし、使用済燃料中間貯蔵施設が地域内にできることから、観光のほうとも連携して休憩したり、バーベキューコーナーなりというのも構想の中にございます。いろんな意味でさっき言った酪農建設基地の分野にすれば3点が主な柱ですけれども、そのほかにもいろんなことを地元の若い人を中心に現在

構想をまとめる段階でございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第3号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

議案第4号

○議長（村中徹也） 次は、日程第3 議案第4号 むつ市職員の自己啓発等休業に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。10番千賀武由議員。

（10番 千賀武由議員登壇）

○10番（千賀武由） 議案第4号 むつ市職員の自己啓発等休業に関する条例についてお伺いしたいと思います。

これは、職員の申請による大学等における修学または国際貢献活動のための休業制度との説明がございましたが、確認のためにお尋ねさせていただきます。

そこで、この条例は休業として認めるだけなのか、また休業中の給料、手当、これはどうなるのか、そこを教えてください。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

この休業制度を活用できる者の承認条件がございまして、若干お話しいたします。まず、職員としての在職期間2年以上である方、さらに公務の運営に支障がなく、かつ公務に関する能力の向上に資すると認められる場合となっております。休業の期間は、大学等につきましては2年、それから大学院の場合は3年、それから国際貢献活動の場合は3年、これが上限でございます。給与につきましては、籍は置いてございますけれども、

支給いたしません。したがって、もろもろの手当も当然に支給されないこととなります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

以上で議案第4号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第5号

○議長（村中徹也） 次は、日程第4 議案第5号 むつ市後期高齢者医療に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、17番工藤孝夫議員。

（17番 工藤孝夫議員登壇）

○17番（工藤孝夫） むつ市後期高齢者医療に関する条例のうち、特に罰則についてお尋ねいたします。5点ほどお尋ねいたします。

まず、この罰則の条例はむつ市独自の条例だということになりますかどうか。

それから、第7条に述べる1つは、「正当な理由がなく」という内容についてお尋ねいたします。

2つ目に、「文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられて」とありますけれども、ここで言う物件ということについての意味を説明ください。

3点目は、「提示を命ぜられて」という文言は文字通り命令だと、こういうふうには受けとめられますけれども、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

それから、第8条に「徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料」とありますけれども、なぜ5倍なのか。3倍でも9倍でもいいはずなの

になぜ5倍なのか、この点についてお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） お答えいたします。

むつ市後期高齢者医療に関する条例第7条については、高齢者の医療の確保に関する法律において、市町村の事務である保険料の徴収に関して被保険者やその家族に対して職員が必要な文書を提出させたり質問等ができるとしたものであり、これに従わなかったり、質問に答えなかったり、虚偽の答弁をした場合に過料を科すものであります。

条例第8条については、不正な行為により保険料やその他延滞金等の徴収金を免れた者に対し過料を科すものであります。したがって、経済的な理由により納付がおくれているとか、納付が困難であるという方を想定しているものではございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

むつ市独自の条例かということでございますが、市町村の条例でございますので、独自でございますけれども、国から準則は示されてございません。

それから、物件等云々の件につきましては、私は把握しておりませんので、確認のうえ、後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。

それから、これは命令かということでございますが、これは徴収に関する事務に関しまして、むつ市の事務でございますので、ある面では、過料は過ち料でございますので、行政指導ということでございます。お願いするというふうなことで事務は進めてまいりたいと。

それから、なぜ5倍なのかについては、把握してございません。後ほど確認いたしまして、お答えいたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 第8条のなぜ5倍かとい

うことでございます。これは、地方自治法上の上限の5倍をそのまま引用したものでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（工藤孝夫） 市長にお尋ねいたします。

この問題については、以前にも医療の選択が狭められるのではないかという危惧で、市民が不利にならないように広域連合議会でも発言し、市民の声をよく届けてくださいということで市長にも要望したことがございますけれども、市長は広域連合議会においてこれまでどういうご意見やご発言をなされてきたのかお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 広域連合議会で、どのような形で発言をしてきたのかというふうなお尋ねでございますけれども、要するにこれまで広域連合議会が2回ございました。その中では、発言はしておりません。しかしながら、その前にさまざまな部分でその広域連合議会では事前の説明がございます。その中では十分さまざまなむつ市議会の中でのご意見をバックに発言をしております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

次に、10番千賀武由議員。

（10番 千賀武由議員登壇）

○10番（千賀武由） 議案第5号 むつ市後期高齢者医療に関する条例についてお伺いしたいと思います。

私は、この条例内容については理解するものの、先般青森県後期高齢者医療広域連合で作成されたパンフレットでございますが、このパンフレットが市広報紙とともに各家庭に配布されました。果たして該当する高齢者の方々がこのパンフレットだけで習得といたしますか、納得できるものでしょうか、ちょっと疑問に思うところでございます。

私は、納得し得ないと思う一人でございますが、該当する高齢者が、なるほどわかったと、そういうわかり得るPRも必要かと思えます。そのPR方法につきまして、方策を考えておりましたらお聞かせください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） これもやはり、先ほど工藤孝夫議員に答弁を申し上げましたとおり、広域連合議会開催前にさまざまな説明会がございます。その中で私もPR、これについてなかなかその対象者が非常にわかりづらいというふうな部分をお話をさせていただいております。その中で、その広域連合のほうではさまざまなテレビを通じてのPRをしていかなければいけない、そしてまた構成している各市町村にもっとわかりやすいような告知を、PRをしていかなければいけないというふうな話になった経緯がございます。今後テレビ等でもわかりやすいPR活動をしていくというふうな広域連合でのお話でございました。当市のこれからの取り扱いにつきましては、担当のほうからお答えさせます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） お答えいたします。

市長からご答弁ありましたように、青森県後期高齢者医療広域連合においても県内民放3局でのテレビスポットや東奥日報等地元新聞を活用しながら広報活動をしておりますし、国においても3月中旬からテレビ、ラジオ、中央5紙、地方65紙への新聞掲載、「週刊新潮」や「週刊文春」等への雑誌を活用したり、ポスターを配布したりと集中的に広報する予定となっておりますので、制度については徐々に浸透してくるものと思っております。

千賀議員ご指摘のとおり、何分新しい制度でありますので、市といたしましてもいろいろな機会を設け、今後も制度の周知を図りたいと思っております。

ので、ご理解を賜りたいと存じます。

自分の保険料が幾らになるのか等、具体的なことにつきましては、電話や窓口で相談を随時承っておりますので、ご利用いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（千賀武由） ただいまの答弁で理解もするわけですが、なおまた各地区等で老人クラブ等もございます。そういう会合も利用するとか後期高齢者医療にかかわるむつ市だけのそういう会議などを開催させまして、また周知徹底も図られたほうがいいのではないかと私は思うところですが、そこらあたりはどうでしょう。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 市といたしましても、あらゆる機会を通じまして、市民の皆様方にご説明をしてみたいというふうに考えてございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（千賀武由） ただいまの理事者側のご答弁で理解をするわけですが、ぜひとも高齢者の方々が不安をなくして、安心してこの医療を受けられますことを切に希望して質疑を終わります。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

次に、18番横垣成年議員。

（18番 横垣成年議員登壇）

○18番（横垣成年） 1点だけお願いします。

この後期高齢者医療制度、まさに来月から始まるのでありますが、いろいろ具体的なことが今まで知れば知るほど、どういう点が市民にとって利点になるのか、そういうところをできれば説明してもらいたいというふうに思います。どういうところがメリットになる制度なのかということをご説明してもらえればと思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） お答えいたします。

後期高齢者医療制度の利点、メリットは何かということですが、後期高齢者医療制度は、日本社会の急速な少子高齢化に伴う高齢者の方の医療費の増大を踏まえ、今後も国民皆保険を堅持し、持続可能な医療保険制度にするとともに、高齢者の心身の特性等に応じた適切な医療を行うために導入されたものと理解しております。

また、現役世代と高齢者世代の負担の明確化や公平な保険料負担の確保も導入目的の一つとして国が創設した新たな医療制度でありまして、都道府県を単位とした広域連合が運営することにより保険財政基盤の安定化を図ることとしているため、後期高齢者に係る医療保険として対応できるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） 都道府県単位で保険料の安定化ということをお願いしているわけですが、これに私はかなり不安を持っているのであります。今の説明だと、もう保険料が安定化されると、この後期高齢者医療制度が始まれば安定化ということは、いわゆる今保険料を払っているけれども、その保険料が今以上に高くなることはないというふうな安定化と私は受けとめるのであります。今払っている保険料がこれ以上ふえることはないという意味での安定化なのか、そこを再度お聞きしたいと思います。

それと、持続可能な医療制度、これは今の国保の制度だと逆に持続可能でないというふうに聞こえるのでありますけれども、私は今の制度でも十分持続可能だと思っております。この持続可能でない大きいその要因、もしお聞かせできるならば、なぜこういう後期高齢者医療制度にしなければい

けないのか、そこをちょっと教えてもらえればと。

先ほどの保険料、それこそ安定化していくわけですから、上がる心配はないと理解していいか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 国会のほうに本来はゆだねたいご議論で、安定なのかということでございますけれども、保険料をそのままずっと同じ金額でということではなくて、基本的には国の形の中でこの保険制度をしっかりと安定させていくためにというふうに私は理解をしております。そういう意味でご理解をしていただければなと思います。

先ほどお話をいたしましたように、国会の中で、国民の代表である衆参国会の中でしっかりとご議論をいただいてこの制度が法律として決まったわけでございます。それは、国会の中でご議論をされて、よりよき制度であるという判断のもとで国会で議決された、こういうふうに私は理解をしておりますので、国保の体制よりも後期高齢者の部分におきましては、これが今後安定した制度であるという理解をしております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） 私は、市民にとって何かメリットがあるのかという聞き方をまず最初にしました。ところが、その答弁では市民がほとんど出てこないのです。ただ全体の医療費を守るためにはどうするかとか、持続するためにどうするかと、そういう形の答弁でありました。再度聞きますけれども、市民にとってメリットとなる点はどこにあるのかというのを明確に答弁してもらいたいです。

そして、もう一点が、今まで国保というのは責任者が国のほうだったのです。それを今度は責任者を都道府県、私たちは青森県に住んでいますか

ら、今度は青森県が責任者となるということで、結局国が責任を放棄して、75歳以上については県が責任を持ちなさいと、こういう形で本当に県が責任をとっていただけるのかどうか、保険料をこれ以上ふやさないでやっていただけるのかどうか、いわゆる国が放棄、私は放棄と言いますけれども、放棄したものを県に肩がわりさせて、県がきちっと責任を持ってやれるものかどうか、そこら辺ももしお聞かせ願えればというふうに思います。2点、市民にとってメリットは何かというのを明確にお答え願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 市民にとって、国民にとってのメリットというのは、要するに横垣議員お持ちのパンフレットの中に設置目的等々で十分にご理解をできる、その部分をご理解できないということでありまして、先ほどPR活動をしていきたいと思います。その点をご理解をいただきたいと思います。

国が放棄したという質疑の場面でのご意見でございますけれども、あえてお話を、それに答弁をさせていただきますれば、県単独でやるわけではありません。やはり国のしっかりとした基金、さまざまなその持続させるための手法等も当然国から県に手が差し伸べられると。国全体で取り組んでいる事業であり、保険制度でありますし、そして県が果たす役割、それもしっかりと果たしていかなければいけない。こういうふうに県単独でやるというふうなことには、いささか私は異論がございます。国の制度の中で国が支え、そして国の資金、そういうものもしっかりと県のほうに、その部分に応じての支給というふうなものがあるという制度でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を

終わります。

以上で議案第5号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第6号

○議長（村中徹也） 次は、日程第5 議案第6号 むつ市準用河川管理条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。18番横垣成年議員。

（18番 横垣成年議員登壇）

○18番（横垣成年） 議案第6号 むつ市準用河川管理条例についてお尋ねさせていただきます。3点ほどお願いします。

この条例の設置というのは、地方分権の一環でこのようにしたのかということです。私の今までの考えだと、河川というのは当然県が管理するものかなと思っていて、それをむつ市で管理するようになるというのは地方分権の一環なのかなというふうに思うのですが、そのところはいかがでしょうか。

2点目ですが、市の準用河川というのは、全部50も100もあればちょっと答弁するのに大変ですから、主な河川を教えてもらえればなというふうに思います。

次に、当然市が準用河川を管理するということになると、管理費用が必要になると思うのですが、この費用はどのような形になるのか。それなりのものが県、国のほうからおりてくるものかどうかというのをお聞きいたします。

以上です。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） お答えいたします。

まず1点目、地方分権の一環なのかというお尋ねでございますが、この条例につきましては、河

川法の規定に基づきまして、市町村長が指定いたします河川の適正な管理を目的としているものでございまして、地方分権の一環ということではございません。なお、1級、2級は県等で管理いたしますけれども、それ以外のものについて市町村が必要なものを指定して管理するものでございます。

それから、2点目のむつ市の指定しております準用河川についてでございますけれども、昭和50年度に旧川内町の高野川及び小倉平川、そして平成7年度に旧むつ市の明神川の3河川について準用河川として指定しております。

なお、合併の調整事項にこれに関する条例がないということで検討した結果、合併後3年以内に統合するというふうなことを踏まえまして、今回提案するものでございます。

3点目でございますが、管理費用についてでございます。先ほど申し上げました準用河川の3つの河川におきましては、これまで河川に堆積した土砂等の撤去あるいは護岸補修等の必要が生じた場合には、それぞれ予算計上させていただきまして、これまで管理を行ってきております。今後そのような状況が発生した場合に、また予算を計上させていただきまして対処するものでございまして、条例制定に伴い新たな管理費用はただちに発生するというふうなことではございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） 今明神川もその対象になるということでお話しされましたけれども、この明神川については、再三同僚議員も早くきれいにしてほしいというふうなことを言っております。これは管理費用はその都度申請するとかというふうな、そういう意味で言ったかと思うのですが、やはりこれは早くもっときれいにしてほしいということで、その予算計上すると県のほうからそれな

りのものがおりてきてもらえるものかどうか、そこを再度、ちょっと細かいのですが、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） お答えいたします。

この条例の制定に伴って新たな費用はすぐに出てこないというふうに申しあげましたけれども、これまでも明神川等につきましては、クリストバライト等で洗浄の事業をしております。そのような費用とか、あるいはまた河川の草刈り等の費用は従来どおり経常的な経費で対応してまいりますが、そのほかに整備をしなければならない等の状況が発生した場合には、また議会にお諮りいたしまして、予算を計上させていただき、その対応をしていくというふうなことでございます。ただ、今補助等のお話がありましたけれども、その辺はちょっとまだ具体的に調べておりませんので、検討して、いつかの機会にお答えさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第6号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

議案第7号

○議長（村中徹也） 次は、日程第6 議案第7号 むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第8号

○議長（村中徹也） 次は、日程第7 議案第8号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第9号

○議長（村中徹也） 次は、日程第8 議案第9号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

ここで午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号

○議長（村中徹也） 次は、日程第9 議案第10号 むつ市特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。18番横垣成年議員。

（18番 横垣成年議員登壇）

○18番（横垣成年） 議案第10号 むつ市特別会計条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたし

ます。

これは、老人保健特別会計が後期高齢者医療特別会計に変更するというふうな中身になっていると思うのですが、老人保健特別会計は廃止になるかどうかというのをまず最初にお聞きしたいと思います。

もう一点が老人保健特別会計と後期高齢者医療特別会計という呼び方2つになるのですが、どちらも老人なのですが、市民にとっては呼び方がわけがわからない会計となるので、そこら辺の整理を今後するのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

最初の質疑に関連して、後期高齢者医療というのは75歳以上が全部入るわけです。ということは、老人保健特別会計に入るのは65歳から74歳までの方になるのか、そこら辺もちょっと私自身も混乱しているので、ご説明をお願いします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） お答えいたします。

老人保健特別会計は、附則に明記してありますとおり、3年間は継続いたします。これは、平成20年3月までに発生した医療費に対応するものでありまして、実質的には平成21年度以降の収入や支出はほとんどないものと思われま。

老人保健特別会計は、平成20年3月までの老人医療費に関する会計ですし、後期高齢者医療特別会計は、平成20年4月以降75歳以上のすべての方が加入する医療制度でございます。

市の事務といたしましては、平成20年4月以降後期高齢者医療の保険料に関する事務でございます。老人保健は最終的にはなくなりますので、意味がわからなくなるということはないと思われま。ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） ちょっと私先ほど65歳以上74歳

までが老人保健かなというふうな言い方をしたのですが、そうすると老人保健特別会計が廃止になるということは、その74歳までの方は今ある国民健康保険に全部集約されるということになるのか、ちょっとそこも確認させていただきたいと思

○議長（村中徹也） 民生部副理事。

○民生部副理事国保年金課長（河野健二） 私からお答えを申し上げます。

後期高齢者医療というのは、75歳以上もしくはこれに65歳以上の障害認定を受けた方が加入するということになります。75歳以上と障害認定を受けた方がこの対象となります。74歳までの方は、国保であれば国保にそのまま継続加入と、こういうことになります。

横垣議員がおっしゃったのは、昔70歳から老人医療でしたので、そう思っていたかもしれませんが、段階的に年齢が上がりまして、平成18年10月からすべて75歳以上と、こうなっておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第10号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第11号

○議長（村中徹也） 次は、日程第10 議案第11号 むつ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、

総務常任委員会に付託いたします。

議案第12号

○議長（村中徹也） 次は、日程第11 議案第12号
むつ市育英基金条例の一部を改正する条例を議題
といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
すので発言を許可します。18番横垣成年議員。

（18番 横垣成年議員登壇）

○18番（横垣成年） 2点ほどお願いします。

この返還免除に伴い育英基金の減額をするとい
うふうにあるのですが、これは何か特別の事情が
あるのかお聞かせ願いたいと思います。そして、
この免除はだれでも、だれでもというか、それな
りの事情があれば、できるものなのかどうかとい
うのもお聞きしたいと思います。

2点目ですが、仕事につくことが最近大変厳し
いと。大学を出てもフリーターだとか派遣労働と
いうふうな形になる方もいるという時代で、そう
いう中では年間200万円ももらえないという状況
から奨学金を返すというのは大変難しい状況にな
っております。そういう意味ですべて免除という
わけにはいかないとは思いますが、ある程度そう
いう方の事情を考えて免除制度というのもそろそ
ろ検討するべきではないかなというふうに思いま
す。当然そこは穴があきますから、むつ市で補て
んするというか、そういう考え方がないかどうか、
よろしくお願いいいたします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 横垣議員のお尋ねにお答
えいたします。

今回の基金の減額の理由ということでございま
すが、これは奨学金の貸与者が不幸にして死亡い
たしまして、それで免除ということになってござ
います。

だれでも免除してもらえるのかということでご

ざいますが、これは奨学金貸与条例の第10条に厳
格に規定されているところでございまして、奨学
金を返還前に死亡したとき、あるいは心身に著し
い障害を受けたとき、この場合だけは奨学金を一
部あるいは全額免除できるというふうになってご
ざいます。

2点目でございます。新たに免除制度を設けら
れないのかということでございますが、ご存じの
ように奨学金制度は、市民篤志家の皆さんからの
寄附金、これが大きな原資として運営されている
ということでございます。借りたものは返さなけ
ればいけないということは基本的な社会のルール
でございますし、そのために頑張るといことも
教育的な見地から見ますれば、人として必要なこ
とであろうと思っております。したがって、
新たな免除制度については設ける考えはございま
せんが、本制度の中には上級学校に進学したとき、
あるいは疾病その他特別な事情がある場合、この
場合には返還を猶予するという猶予制度もござい
ます。奨学生の皆さんには、もし特別な理由があ
る場合にはご相談をいただきながら償還に努めて
いただきたいというふうに思っているところでご
ざいます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） 市長にお聞きしたいのですが、
そういう意味でこの育英基金というのは民間の方
の貴重な寄附によって成り立っているのですが、
やっぱり市もそれにちょっとくみして、そういう
免除制度なりいろんな猶予制度、そういうものも
検討する考えはないかどうか、市長にお聞きした
いと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 基金条例は、ただいま教育
部長のお話のとおり、民間の篤志家の方々のご
浄財で運営をしているところでありますので、そ

の部分でこれからも進めていきたいと、こう思います。

以上です。

○議長（村中徹也） これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第12号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第13号

○議長（村中徹也） 次は、日程第12 議案第13号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。18番横垣成年議員。

（18番 横垣成年議員登壇）

○18番（横垣成年） 3点ほどお聞きいたします。

この議案は、国保税の値上げが盛り込まれている議案であります。そこでお聞きいたしますが、新聞報道によりますと15.1%の値上げというふうに報道をされております。大体総額でどのくらいの金額となるのでしょうかということです。

2点目でありまして、ぜひとも値上げを直接受ける方は生活が今大変になっておりますから、大変厳しくなります。ますます厳しくなりますので、ぜひとも緩和策というものを検討できないか。五所川原市は、何か早速緩和措置というのを検討したみたいであります。むつ市ではそれができないかどうかということをお聞きいたします。

3点目でありまして、今回の国保税の値上げに際して介護納付金というの、多分この介護納付金というのは現役世代、40歳から現役の方、働いている方が負担している部分だと思うのですが、この部分も値上げになっております。介護保険料と納付金は違うと言われればそれまでですが、値

上げは3年に1回。ですから、次の見直しは来年、平成21年度だと思っておりましたので、なぜ今なのかということをお聞きいたしたいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） お答えいたします。

まず第1点目でございますが、値上げの総額でどれくらいの金額になるのかということについてお答えいたします。

平成20年度から75歳以上の被保険者が国保の資格を喪失することから、被保険者数2万2,206人、世帯数1万2,099世帯で現行税率での税額と改正案の税率での税額を比較しますと、総額で2億7,539万9,000円の増となります。

第2点目の一般会計からの繰り入れで値上げを緩和する考えはないかについてでございますが、国保会計は国・県の負担金及び交付金等と目的税である国保税で運営されなければならないものであると同時に、現在の一般会計の財政状況を見ましても、国保会計に法定外の繰り入れをできるような状況ではないと考えております。

第3点目の介護納付金が上がっているが、次の介護保険料の見直しは平成21年度からだから、その時点での見直しとなるのではないかと、なぜ今の改定なのかについてでございます。介護保険料は介護保険第1号被保険者が納付するものですが、介護納付金は介護保険第2号被保険者の保険料に相当する額を医療保険者が支払基金に納付するものであり、納付額算定の基礎となる1人当たりの納付額が毎年度支払基金から示されます。この額は定期的に改定するものではなく、介護給付金の総額に応じて毎年度変動しており、しかも上がり続けております。ちなみに、平成17年度から平成19年度までの3年間で基金に支払う納付金に対し、介護納付金課税額が3億5,575万円不足しており、これが国保財政悪化の大きな要因でござい

ます。

また、介護納付金課税額は40歳以上65歳未満の被保険者に限定して課税されるものであることから、その不足分を介護納付金課税対象外の方の税で補てんすることは被保険者間の税の不公平にもなりかねませんので、平成20年度から改定案のとおり改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） 一般会計からの繰り入れは財政上厳しいのというふうな理由でありましたが、五所川原市も大変厳しい財政だけれども、こういう緩和措置を検討しているという点で、ぜひ市長のご所見をお願いしたいのであります。やはり同じ財政が厳しいといいながら、どうしてこういうふうな違いが出るのか、ちょっと私は理解に苦しむのであります。五所川原市の市長は市民の大変な状況をよく理解しているのではないかと。その一方、宮下市長は、その理解が若干不足しているのかなと。そこをちょっと姿勢をお聞きしたいと思います。

2点目でありますが、この介護納付金は平成17年から19年度の間3億5,575万円不足していたと、この分国保会計が赤字になったということでありまして、ということはこれから毎年こういうふうな形で納付金というのは不足が出れば変えていくという理解でいいのかということと、こういうふうな3億5,575万円の不足になった、当然その前にも不足という状況があったのに、なぜこういうふうな形で、このくらい膨らんだ状況で今の改定なのか、もう少し早く手を打てなかったのかどうかということ、ここをよろしく願います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 五所川原市がそういう形の中で、ちょっとその五所川原市のほうはよく承知

をしておりません。しかし、二十数%というふうなことでの報道があったようには記憶しております。私は五所川原市がどうだからというふうなことではございませぬし、財政状況を考えますと、五所川原市よりはもっと厳しいという状況で今取り組んでいるところであります。その余につきましては担当から答弁をさせます。

○議長（村中徹也） 民生部副理事。

○民生部副理事国保年金課長（河野健二） お答えをいたします。

介護納付金が上がったからすぐ上げるのかというお尋ねでございますが、その上がる範囲にもよります。ちなみに、平成17年から平成19年度までの3カ年で約4,500円上がったのです。それから合併時に介護納付金分として必要な分を案として出したのですが、実際にそのとき決めた率は低かったのです。です、その差額と平成17年度以降介護納付金が上がった分ということで今回上昇率、アップ率が高かったのですが、改正をお願いしたという状況でございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） 市長は五所川原市よりもむつ市は大変財政が厳しいと。施政方針では県内で一番というふうなことを自分でおっしゃっております。しかしながら、今最大の問題になっている庁舎移転のほうは、そういう財政でも進めるというのは、何かいろいろ新聞では補正予算でどうのこうのということを言っている。ここの関連がよくわからなくなるのです。やっぱり厳しいなら厳しいなりにそれなりの事業も引き締めるというふうな考えにならなければだめなのではないでしょうか。そういう意味では市民が大変犠牲を負う、大変な負担を負う。そういう中ではいろんな事業もやっぱりしっかり見直ししていくという立場に立つべきではないかと、こういうふうには思います。

いかがでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 庁舎の問題が今出されましたけれども、その部分は議長からご注意があったように私今聞きました。その部分は触れません。

事業の部分、この部分につきましても、若干ただいまの議案と外れる部分があるのではないかなと思いますけれども、議長から今指名をいただきましたので、お答えをさせていただきます。事業等については十分精査をしたつもりでありますし、査定もしっかりと積み上げ、しかしながらさまざまな市民の方々のご要望を受けた、そしてその受けた中でもしっかりとその査定の中で今回の予算を皆さん方にご審議をいただくという形をとっているわけです。その部分で決して無駄のない効率的な予算を組んだというふうな形で私は自信を持って皆様方にお諮りしている次第でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第13号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第14号

○議長（村中徹也） 次は、日程第13 議案第14号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。18番横垣成年議員。

（18番 横垣成年議員登壇）

○18番（横垣成年） 2点ほどお願いします。

今月3月で小学校が7つと中学校が1つ廃止ということですが、この閉校後の各施設の利用予定というのが何かあればお聞かせ願いたいと

思います。何か前は川内の施設は教育研修に使うという話もあったのですが、それも含めてお答え願いたいと思います。

また、私がちらっと聞いた話であります、今まで例えば学校に使うからということで、その周辺の地権者が土地を譲渡した、どういう形の譲渡になっているかわかりませんが、貸しているという方もいると思うのです。そういう方が学校が閉校になったという、これをきっかけに土地を返してほしいとか、そういう問題が出てくるのではないかなというふうに思っていて、そこら辺はどういう対処になっているのか、そういう問題はないものかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

1点目は、閉校後の各施設の利用予定はあるかということのお尋ねでございます。お話しのように、今年度をもちまして小学校7校、中学校1校、計8校、校舎数にして7校が閉校することによって遊休施設ということになるわけでございますが、うち川内小学校を除きましては木造老朽校舎ということでございまして、教育委員会といたしましては、原則として解体処分するというふうなことで予定してございます。

桧川小学校につきましては、平成7年度の改築で、改築後約12年を経過している校舎でございますけれども、まだ十分活用が可能ということで、先ほど話がありましたように、弘前大学教育学部がサテライト校として活用したいというふうなありがたいお申し出がございまして、先般1月29日に同校の教育学部と私ども教育委員会との間で連携に関する協定書に調印したということでございます。現在のところ、研究室や教員採用2次試験対策のための合宿、あるいはラボバス、これは通常の小学校、中学校では用意できない理科の実験

器具を載せたバスということだそうで、弘前大学が今回初めて導入するバスだそうでございますけれども、これを用意しての研修や授業、あるいはまた教員の研修といったことに活用したいということでございます。

それから、そのほかの6校につきましては、先ほどお話ししましたように、いずれも原則的には解体処分のご予定でございますが、ただ地元には活用要望があれば、極力これに応じていきたいというふうに考えております。現在のところ小目名地区及び関根橋地区におきましては活用したいという要望がございますので、今後相談に応じてまいりたいものと考えております。

それから、2点目の学校用地について、返還等の話は出ていないかということでございますけれども、グラウンド等学校敷地の全体につきましても、基本的には地元の活用に供していきたいというふうに考えております。学校用地の取得経緯については、逐一調査はしてございませんが、現在のところご懸念の用地返還などの話は一切ございませんので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第14号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第15号

○議長（村中徹也） 次は、日程第14 議案第15号 むつ市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、

お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第16号

○議長（村中徹也） 次は、日程第15 議案第16号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。18番横垣成年議員。

（18番 横垣成年議員登壇）

○18番（横垣成年） この議案は、介護保険料について激変緩和策を引き続き行うということであります。これはちょっと確認であります。市独自でやる減免制度なのかどうかという部分も含まれているのかも確認させていただきたいと思っております。

それと、今4月から後期高齢者医療制度が始まって、年金からどんどん天引きされ、かなり低所得者の方の負担がふえるということで、ぜひとも市独自の低所得者に対する減免制度、これを介護保険のほうでも設ける必要があるのではないかというふうに考えますので、市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） お答えいたします。

今のお尋ねは、減免制度かというふうなことでございますけれども、介護保険条例には減免規定がありますので、その意味においては減免制度ではないということになります。しかし、低所得者の負担の軽減を図るということでは、議員ご発言の減免制度と同様の効果があるということになります。この条例上では特例を定めるものとの考え方です。

それから、もう一点ですけれども、市独自の減免制度を検討する時期ではないかとお尋ねであります。確かに来年度は平成21年度から平成23年

度までの介護保険事業計画、いわゆる第4期計画を検討する年となります。当然介護保険全般について検討がなされるものと考えておりますが、介護保険は介護を市民みんなで支え合う制度でありまして、保険料を支払った人に必要な給付を行うことが前提であります。また、市では介護保険料の設定に当たり、制度の趣旨にのっとった低所得者への配慮を行っていることから、現在条例で規定している減免措置以外の議員ご発言の減免措置は考えておりません。すべては、今後の第4期計画の中で検討されるものであろうと考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） 再度ちょっと確認したいのですが、この激変緩和措置というのは、市独自のものは一切含まれていないということでしょうか確認させていただきます。

それと、市長に私先ほど答弁をお願いしたのでありますが、減免措置について市長のお考え、ぜひお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） お答えいたします。

市の独自の減免措置なのかということですが、これは国が制度として容認している減免制度でございます。その範囲内で市が条例で定めて実施するというふうなことでございますので、各市においても対応が異なってくるものと思えます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど担当部長からお話がありましたように、みんなで介護を支えていくというふうな観点でありますので、その部分で、今部長もお話ししましたけれども、その減免制度であるのかないのか、市独自なのか、独自でないの

か、あくまでもこれは減免制度、大きな中での私たちがとり得る最善のものだと、減免制度であるというふうな形でご理解をいただいても、またすれば、今度はそうではないだろうというふうなことになりますので、あくまでも減免制度の中の許される範囲の中で我々がとり得る最大のものであるというふうに考えております。ご理解いただければと思います。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第16号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第17号

○議長（村中徹也） 次は、日程第16 議案第17号 むつ市介護保険事業計画等策定委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第18号

○議長（村中徹也） 次は、日程第17 議案第18号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第19号

○議長（村中徹也） 次は、日程第18 議案第19号
むつ市営住宅条例及びむつ市特定公共賃貸住宅条
例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
すので発言を許可します。18番横垣成年議員。

（18番 横垣成年議員登壇）

○18番（横垣成年） この議案第19号は、市営住宅
等における暴力団員の排除を目的としているとい
うふうな形の条例ですが、こういう暴力団員の排
除を目的ということで、今までの条例で、私はそ
れなりに対応できるのではないかなと思うので
すが、どういう点が問題であったのかというのを
お聞かせ願いたいと思います。

次に、2点目ですが、この条例では暴力団と判
明したときというふうに書いてあるのですが、私
は暴力団と判明できるものは何かあるのかどうか
というのがちょっとわかりません。証明書でもあ
ればそれでいいのでありますが、例えば入れ墨し
ていれば、それで暴力団とするのかということ
であります。私は暴力団に属していないけれど
も、彼らの仲間となって大体同じような形の物
をするという方もいるのではないかなというふう
に思って、そこら辺どういうふうに判断するの
かというのが大変危惧するところでありま
す。そこら辺の対応方、よろしく願います。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） お答えいたします。

今回の条例の一部を改正する経過についてま
ず申し上げますけれども、平成19年4月、東京
都町田市で都営住宅内で発生いたしました暴力
団員の立てこもり発砲事件が挙げられます。そ
れを踏まえ、私ども各自治体には国土交通省
から通達が入っております。また、警察庁から
はそれぞれの警察機関のほうに暴力団排除に
関する通達が出ております。これまで私ども
は条例の改正についてや、あるいはまた警察
とのいろいろな協議を進

めてきておりまして、今回暴力団を排除する
目的で入居者の資格、あるいは入居者に対する
明け渡し請求の要件を備えつけるものでござ
います。

そこで横垣議員のお尋ねでございますが、こ
れまでの条例で対応できるのではないかとい
うふうなお話でございますけれども、現在の条
例は入居者の資格といたしましては、まず家
族構成の規定があります。2つ目に、収入金
額の上限を定めております。それから、3つ
目に生活の困窮状況を定めておりまして、暴
力団に関する項目がございませんので、今回
は入居者の資格といたしまして、暴力団員
でないこととすることを明示するもので
ございます。

それから、市営住宅の明け渡し請求に関
する規定では、不正の行為によって入居した
ときとか、それから家賃を3カ月以上滞納
したとき、もしくは住宅またはその施設を
故意に毀損したときは明け渡しできる規
定になっているのですけれども、そこに今
回新たに入居者または同居者が暴力団員
と判明したときということを1項目新た
に追加するものでございます。

それから、2つ目でございますけれども、
暴力団と判明できるものはあるのか、また
暴力団には属さないけれども、彼らの仲間
となって同じような行動をする者に対して
の対処はどうするのかというふうなお話
でございますが、暴力団員かどうかの判
定する方法といたしましては、入居申し
込みに時に申込者の個人情報を警察機
関に照会いたしまして、該当するかし
ないかの回答をいただく方法で対応す
る予定でございます。あくまでも警
察署内で暴力団員として把握されて
いる人のみ該当者として判断しま
すけれども、そういう意味では議
員ご指摘のように、効力が及ば
ない方も出てくるかもわかりま
せん。その方々につきましても、
警察署と協議しながら、可能な
限りの対応をしまいと
いうふうにご考えております。

なお、今定例会でこの条例が可決させていただきますと、今後むつ警察署、それからむつ市と合意書を取り交わして情報の交換ができるような体制をつくっていく予定でございます。

以上です。

○議長（村中徹也） ここで横垣議員にご注意いたします。

発言には十分ご注意くださいようお願い申し上げます。

これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第19号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

ここで昼食のため午後1時まで暫時休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第20号

○議長（村中徹也） 次は、日程第19 議案第20号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。18番横垣成年議員。

（18番 横垣成年議員登壇）

○18番（横垣成年） 議案第20号の質疑に入る前に議長をお願いを申し上げたいと思います。

先ほど議案第19号で私に不適切な表現がありましたら、議長の裁量の範囲で削除をお願いしたいと思います。

さて、議案第20号の質疑に入りたいと思います。これは、国民健康保険条例、負担をふやしたり減

らしたりというふうな中身になっておりますが、具体的に言いますと、3歳から6歳までが今まで3割負担であった、それを2割負担に軽減する、そして次、70歳以上の方は今まで1割負担だった、これを2割負担にする、そういう中身になっているのかというのを確認させていただきます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） お答えいたします。

現行の一部負担割合は、ゼロ歳から3歳未満が2割となっておりますが、改正案ではこの2割負担の年齢を小学校就学前までに拡大するものでございます。また、70歳以上一般所得者は改正案では1割から2割になりますが、国の凍結策によりまして、医療機関の窓口での実際の負担は平成20年度に限り1割負担のままとなります。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） 私が言ったとおりで、結局就学前までですから、変更になるのは3歳より年上の方から6歳までが3割から2割負担に軽減されるということで、70歳以上については2割負担になるのですが、平成20年度に限り1割にとどめるということでありまして、軽減策と負担がふえるというふうな形の2つの内容になっておりまして、ここで私はこれに賛成するか、反対するかを判断しなくてはいけないのですが、これは市民負担としてはプラス・マイナスして市民負担が多くなるという形の条例になるのでしょうか。そこを再度確認させていただきます。

○議長（村中徹也） 民生部副理事。

○民生部副理事国保年金課長（河野健二） お答えをいたします。

乳幼児の分については、負担が下がるということですので、議員おっしゃるとおりですが、70歳以上については、この凍結分は国保なので国が負担しますので、住民の負担としては変わりはないということになって、乳児のほうがよくないとい

うことですので、国保の負担としては乳児分がふえますよということになります。

以上です。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） その点についてはわかりましたが、しかし70歳以上の方が2割になるということが盛られておまして、これは平成20年度限り1割負担ということでありまして、そうなると70歳以上の方が2割負担になる場合は別の形の条例が提出されるものかどうか、再度確認させていただきます。

○議長（村中徹也） 民生部副理事。

○民生部副理事国保年金課長（河野健二） お答えをいたします。

今回提案した条例の中にその後のことが記載してございますので、平成21年度からは2割ご負担をお願いすると、こういうふうな内容になってございます。よろしく申し上げます。

○議長（村中徹也） ただいま横垣議員から先ほどの発言の中に不適切な表現があり、議長において措置されたいとの申し出がございました。議長においては、後日会議録精査のうえ措置をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、そのように措置いたします。

これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第20号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第21号

○議長（村中徹也） 次は、日程第20 議案第21号 むつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

議案第22号

○議長（村中徹也） 次は、日程第21 議案第22号 むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

議案第23号

○議長（村中徹也） 次は、日程第22 議案第23号 むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

議案第24号

○議長（村中徹也） 次は、日程第23 議案第24号 むつ市簡易水道事業に地方公営企業法の全部を適用する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、

建設常任委員会に付託いたします。

議案第25号

○議長（村中徹也） 次は、日程第24 議案第25号
新たに生じた土地の確認についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第26号

○議長（村中徹也） 次は、日程第25 議案第26号
新たに生じた土地の町名についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第27号

○議長（村中徹也） 次は、日程第26 議案第27号
新たに生じた土地の確認についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第28号

○議長（村中徹也） 次は、日程第27 議案第28号
新たに生じた土地の町名についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第29号

○議長（村中徹也） 次は、日程第28 議案第29号
新たに生じた土地の確認についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第30号

○議長（村中徹也） 次は、日程第29 議案第30号
新たに生じた土地の町名についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第31号

○議長（村中徹也） 次は、日程第30 議案第31号
公有水面埋立てに係る意見についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。18番横垣成年議員。

（18番 横垣成年議員登壇）

○18番（横垣成年） 3点ほどお願いいたします。

この公有水面埋立てに係る意見についてという議案であります。これは関根漁港区域内を埋め

るということであります。大体1万平米、この事業は市が行う事業となっているのかをお聞きします。

それと次が、その目的が何なのか。そして、総事業費は幾らかということをお聞きします。

次にですが、私が考えるに、この地域は津軽海峡に面していて、津軽海峡自体がかなり流れが速いということで、皆さんもご存じのように消波ブロックが壊れたりとか、そういうふうな形で荒れた海、荒れる海であります。こういうところを埋め立てするというのは私は適切ではないというふうに思っておりますので、どういうふうな考えになっているか。

最後であります、今この下北半島のいろんな漁港整備を見ていると、かなり漁港が立派になってきているのがわかります。しかしながら、漁業者自体の生活がそれに見合った豊かな生活になっているかという、ますますやせ細ってきているのが現状ではないかなというふうに思っています。もし市が行う事業であるならば、全部が無駄な公共事業とは言わないけれども、そういう嫌があるこういう港湾整備ではなく、もっと漁業者の生活を保障する、下支えをする、そういうふうなところに市は力を入れるべきではないかなというふうに思っております。まさに今原油が値上げになって漁業者の負担がかなり大きくなっておりますので、ぜひとも地産地消を進めたり、売り上げが直接漁業者に入るような仕組みをつくったり、漁場を守るために森の整備を進める、そういうのを市が優先してやるべきではないかなというふうに思っていますので、お聞きいたします。

以上です。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 横垣議員の質疑にお答えをいたします。

まず、3点目の港湾は立派になってきているけ

れども、漁業者がますますやせ細っていると、その下支えのために例えば原油高に応じてというふうなお話がありました。そういうふうなことも、また一時的には必要かと思えます。しかしながら、横垣議員ご指摘、お話しのとおり、あの津軽海峡、非常に荒れる海でございます。荒れる海に対して漁業者のそのなりわいを守るため、また命を守るために、そういう意味で長期的な形の中でしっかりと下支えをし、漁業関係者の所得を上げていくというのが行政のあるべき姿ではないかなと、こんな思いで今取り組んでおります。無駄な公共事業というふうなご指摘もありましたけれども、決してそうではないと。横垣議員の地元の関根地区でございます。その意味からして、私は地産地消、そのためにもやはり漁業者のなりわいとしての経営が成り立つように、そして下支えをしていくのが行政の役割であると、こういうふうな認識をしておりますので、ご理解をいただきたいと思いません。

その他につきましては、担当よりお答えいたします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 市長答弁に補足させていただきます。

まず最初に、横垣議員、埋め立て面積1万平米と先ほど述べましたが、5,322.4平米ということで埋め立て面積を皆様にご提示申し上げますので、その半分程度でございます。

それから、市の行う事業か、目的は何か、総事業費は幾らかということですが、事業主体はむつ市でございます。関根浜地区漁村再生交付金事業という国庫補助で事業を採択していただきまして、市が事業主体で行っている事業で、総事業費は20億円でございます。

それから、市長に対しての補足になりますが、津軽海峡云々、流れが速いというふうな話がござ

いましたけれども、津軽海峡に面した漁港は海岸線に集落が形成されてございまして、用地確保のためにすべての漁港が埋め立てで行われてございます。関根漁港につきましては、既に3度埋め立てが行われてございまして、今回ご提案申し上げている事業については4度目でございます。さらに、埋め立ては工事に伴って浚渫して浅くなった海を船が入りやすくしましょうということで、浚渫土砂があるわけですが、それを今は産業廃棄物とかいろんな意味で、そういうふうなことにしているという注意を申し上げなければいけない段階ですが、これを埋め立ての浚渫土として使うという目的で関根浜の埋め立ては護岸や防波堤をつくってから行うために潮流等の影響は受けないということになってございます。

それから、地産地消の件で市長も申し述べましたが、私どももいろんな意味でサケの海中飼育やヤリイカの産卵礁、ナマコの増殖礁、クロソイの種苗放流やサクラマス、アワビの稚貝の放流など栽培漁業、つくり育てる漁業というふうなことで現在漁業者と一体となって進めておりまして、最近がつくり育てる漁業が漁業者のお仕事になっておりまして、私大畑生まれでございますが、イカをとってきた漁師さんの奥様が直接「イカ、イカ」と売って、それで現金収入というふうなことではなくて、漁協を通して名古屋なり中国の香港なり東京なりというふうに、市場の開拓も大きな仕事となっております、直接漁業者に現金が入るといふことは難しくなっております。けれども、「むつ市のうまいは日本一」ということを市長が公約に掲げて今産業の振興に努めておるところですが、その第1回目のフェアを2月23日の土曜日と24日の日曜日にやらせていただきました。

顔が見える産物ということで、現在中国のギョーザで食の安全について皆さん非常に敏感になっ

ておられるときに開催いたしまして、チラシにも漁業者の顔を載せたところから、9時半から4時までのものが早いものでは10時には物がなくなったり、12時にはというふうに非常に市民の方に好評でございまして、そういう意味で私どもは市民、消費者の方に訴えながら、あるいは漁業者の方々にさらに漁業所得が上がるように栽培漁業を振興してまいりながら、横垣議員のおっしゃいますように、漁業者の所得を上げるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） 目的は何かというのを聞いて、ちょっとお答えしてもらえなかったのですが、再度この目的は何かということで、これはどこから出てきた話なのか、どういう要望に基づいて、地元の人がただ埋め立てしてほしいという形で要望を受けてやるものなのか、その経過もちょっと教えてもらえればと思います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 大変失礼申し上げました。関根浜漁協の現状でございますが、関根漁港の玄関となります港口からの波浪、波が浸入してきたり、あるいは越波、防波堤を大きく波が来ることによって漁港内の静穏度、海の穏やかさ、水面の穏やかさが悪いために、漁船や荷捌場が被害を受けている状況でございます。このことによりまして、被害防止のための作業や見回りなどに漁業者の方々に重労働を強いているというのが現状で、もう一つ船揚場が非常に狭くなりまして、スムーズな入出航ができないということから、これらのことを解消するために防波堤や突堤などの外郭施設、それに船揚場を整備し、漁業者の財産である漁船を守るとともに、漁業労働の環境の改善を図ることを目的としてございます。これは、以前から船揚場が狭い、あるいは荷さばきがうまくできないというふうな要望をちょうだいしておりました。

て、県、国に働きかけまして、平成19年度から平成23年度までの5カ年でということで、ようやく採択していただいたという状況でございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第31号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

議案第32号

○議長（村中徹也） 次は、日程第31 議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第33号

○議長（村中徹也） 次は、日程第32 議案第33号 一部事務組合下北医療センター規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第34号

○議長（村中徹也） 次は、日程第33 議案第34号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。10番千賀武由議員。

（10番 千賀武由議員登壇）

○10番（千賀武由） 議案第34号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてお伺いしたいと思います。

まず、人権擁護委員には定年制があるのか、あるとしたら、それは何歳までなのかお知らせを願いたいと思います。

また、むつ市全体で登用している委員の年齢層をお知らせ願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） ただいまのお尋ねにお答えをいたします。

人権擁護委員の目的、それから委員の委嘱等につきましては、議員ご高承のように、人権擁護委員法に定められておまして、法務大臣が委嘱するものであります。議員お尋ねの定年制につきましては、法律上はございません。ただ、市が委員を推薦するに当たりましては、可能な限り若年齢化すること、さらには男女共同参画社会推進という観点から、女性の委員活動への参画に配慮するといったことが求められておまして、新任の場合には65歳以下、再任の場合には75歳未満として法務省の推薦依頼に当たりましての運用基準とされているところであります。

2点目の委員の年齢層についてのお尋ねでございますが、現在当市における人権擁護委員の方は10名おられますけれども、委員の年齢層は、年代で申しますと40代が1名、50代が2名、60代が5名、そして70代が2名となっておりますので、単純に全体で平均年齢ということでございますれば、62.2歳となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（千賀武由） 今の企画部長の答弁で理解したわけですが、人権擁護委員は人格識見高く、ま

た広く社会の実情に通じ、そして人権擁護について理解ある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者及び弁護士、その他婦人、労働者、青年等の団体であって、これを直接、間接に人権の擁護を目的として、またこれを支持する団体の構成員の中から推薦すると、そういうことになっていると思います。当市の各この人権擁護委員の皆さん方は、まさにその適格者であると思えます。先ほど年齢層をお聞きをしたわけではございますが、中には高齢の部類に属すると感じるの私だけでしょうか、若干お見受けするわけですが、ここで市長にお聞きしたいわけなのですが、今後推薦する方に、ただいま年齢層を聞いたのですけれども、それぞれ年齢の若い人でこれからも適格者があると思えます。それらを考えて推薦される、そういう市長のお気持ちをお伺いしたいと思えます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今ほど企画部長がお答えいたしました年齢の部分、それを十分わきまえつつ、今千賀議員が語るその人格、識見等々の部分も考慮し、これから推薦があった際には考えていきたいと、こういうふうに思います。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（千賀武由） 市長の意見も聞いたわけでございます。先ほど私も話したとおり、どうぞ私の意見も視野に入れまして、今後人権擁護委員の使命である自由人権思想の普及高揚に努めていただきたいと思えます。

終わります。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

以上で議案第34号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号

○議長（村中徹也） 次は、日程第34 議案第35号人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号

○議長（村中徹也） 次は、日程第35 議案第36号 平成19年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、20番斉藤孝昭議員。

（20番 斉藤孝昭議員登壇）

○20番（斉藤孝昭） 議案第36号 平成19年度むつ市一般会計補正予算の一部について質疑いたします。

まず、12ページの財産収入のところであります。不動産の売払収入、減額補正しておりますが、1億5,321万7,000円減額補正であります。売れなかったということだと思いますが、この減額した理由をお知らせください。

次は、20ページの道路新設改良費のところあります。ここも5,100万円の減額補正であります。これも減額した理由をお知らせ願います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 斉藤議員のお尋ねにお答えいたします。

市有地売払収入の減額の主なものは、旧海老川町市営住宅用地の売払収入を見込んだ分でございます。この用地につきましては、今年度に販売に向けて事務を進めてまいりました。しかしながら、この土地について、近隣の市民の方々から地質が余りよくないのではないかと、また旧市営住宅を解体した業者の方、あるいは建築業者からも地盤を一度調査したうえでとのご提言をいただきました。市といたしましても、市の財産を市民の方々に売却するうえで、売却後に問題が生じることのないよう現在住宅地盤調査を実施しております。その結果を待って、必要であれば必要な措置を加えて売り払うことにいたしました。したがって、今月中に調査結果が上がってまいりますので、平成20年度売却をすることで現在事務を進

めてございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 補正予算書20ページのことにつきましてお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

4目の道路新設改良費の5,100万円の減額についてのお尋ねでございましたけれども、まず11節の需用費、これは事務的経費等でございます。その経費の節減に努めた結果100万円の不用額が出る見込みでございますので、減額したいということの提案でございます。

13節の委託料でございますが、これも当該年度あるいは翌年度やる事業の設計等の予算を計上しておりました。1つは新川守坂ロードヒーティング、当初計上100万円を見ておりましたけれども、職員の設計により終了しておりますので、100万円が不用額となっております。

それから、大畑地区の兎沢小目名線、延長2,600メートルでございますけれども、これを今後整備するに当たりまして、当初の計上額では2,600万円を計上しておりました。それが入札結果60.2%の1,564万5,000円というふうなことで落札しておりますので、これらの合わせた金額を減額するために提案しております。

それから、工事請負費でございます。ここには当初8路線と橋のかけかえ1カ所を見込みまして2億2,832万8,000円を計上しておりました。そのうち国庫補助金、いわゆる地方道路整備臨時交付金でございますけれども、これで実施する予定の川内6号線、7,560万円の国庫補助を見込んでおりましたが、結果的に約半分の4,692万円の交付と決まったことに伴いまして、工事費も当初7,510万円を見込んでおりましたけれども、それに見合った設計3,465万円の工事を進めた結果4,000万円の不用額が出ております。一方、この

4,000万円の不用額のうち道路パトロール車の追加購入のために、昨年9月、400万円を備品購入費に科目更正をしております。それらを差し引き調整いたしまして、結果的に3,500万円の不用額が出るということで減額するわけでございます。

それから、18節備品購入費、今触れましたように、当初は400万円見ておりました。それから、9月で科目更正いたしまして、800万円の予算を見ておりましたけれども、パトロール車2台入札の結果、669万9,000円で落札しておりますので、130万円ほど不用額が出ますが、そのうち100万円を減額するものでございます。

補償補てん及び賠償金は、工事に伴いまして電柱等の移転の補償費でございますが、本数が少なくおさまったためにこのくらい不用額が出る結果となりましたので、減額するものでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 20番。

○20番（齊藤孝昭） 最初に不動産売払収入のところではありますが、これは当初予算を出してきたときに、本当に売れるのかというふうな質疑をさせてもらいました。総務部長は今と同じ答弁で、何とかして税収入を上げるためにも売りたいのだというふうな話をしていたと記憶しております。今の答弁でいくと、まずは売ろうかなと思って動いたら、住民の方からとかいんな関係する方々から意見をいただいて、もう一回調査してからやることにしましたということですが、もともと売るつもりがなかったのではないかというのを、今平成19年度終わりに近づいているときですが、思っております。それで、今後新年度の、平成20年度の予算にも土地の売払収入という数字が出されておりますが、総務部長の答弁でいくと、当然ここは平成20年度にスライドしていきたいのだということになります。平成20年度の予算の中にちょっとかかわる部分があるので、もし行き過

ぎた点がありましたら、議長、とめてもらえればいいのですけれども、平成20年度の不動産の売払収入は1億400万円になっております。今のこの補正額は1億5,321万7,000円になっております。この数字の整合性について再度お知らせください。

次の道路新設改良費のところになりますが、今の部長の答弁では8路線、橋1カ所ということの話でありました。川内6号線については、工事をやったということですね。事務的な努力とかさまざまな努力によって減額することができたという、いい成果だと思います。しかし、パトロール車を2台購入したということですが、そもそもこれも年度の当初予算のときにパトロール車を購入するという話は一つも出てこなくて、当然道路新設改良費となると、道路だけに使うのかなというふうに勝手に私は思っておりました。そのパトロール車を当初に説明しなくて買ってしまったということについて、もう少し詳しい説明をお願いします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 平成20年度の予算の中に入らない範囲でお答えしたいと思います。

今年度は、この旧海老川町市営住宅跡地をすべて売却する予定で予算を組みました。その中で平成19年度中に保育所再編計画の中で保育所用地の一つとしてこの海老川町旧住宅用地が出てきました。まだ確定していませんけれども、そういう用地の一つとしてこの場所が出てまいりました。したがって、現在の用地からいっても半分ほどはこの保育所用地として近い将来のために残しておかなければならないのかなということで新年度はそういう金額になったということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 工事費の川内6号線の関

係で説明不足がありましたので、ちょっと補足させてもらいます。当初7,000万円で工事をする予定でございましたけれども、国からの補助金の内示が約半額になったことによりまして、それに伴う設計変更をいたしまして、工事を進めております。当初は750メートルの延長で考えておりましたけれども、補助金の減額というふうなことから350メートルの延長で整備をし終えております。なお、ここの部分だけ延長が減少いたしましたけれども、あとの残りの予定の工事等はすべて行っております。

そこで、不用額が出ましたので、次の備品の購入費でございますけれども、私新年度の予算のときに18節には400万円を計上している旨特別委員会で説明したつもりでございます。それは、当初はパトロール車1台を予定しておりました。道路のほうの補助金が減額されて、別な雪寒事業といえますか、別の補助制度の関係でパトロール車を2台にしてもいいということになりましたので、400万円を工事費のほうから科目変更いたしまして、800万円の予算に対しまして、入札した結果100万円の剰余金が出たということで減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 20番。

○20番（斉藤孝昭） 用地の売り払いのところはわかりました。ただ、保育所用地としてという話が出ましたが、そういう情報もぜひ前もって教えてください。何とかお願いします。

次の道路新設改良費についてであります。単純にですけれども、お金余ったから車をもう一台買ってしまえみたいな感じに聞こえます。本来であれば経費節減を少しでも多くやりましょうというのが行政側の今の方針でありますから、予定以上に何か、例えば備品と言いましたけれども、備品購入ができる条件があっても、予定以外のもの

は慎むというのが今のむつ市の財政状況だと思えますが、そのパトロール車1台追加して買ってしまったというのはいかなるものかということで、新年度の予算にも多分このような内容が出てくる可能性がありますので、そのときはもう一度チェックしたいと思います。

そこで、そのパトロール車を1台と考えていたのを2台必要になったという理由をもう一度最後お知らせください。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） パトロール車2台目も国の補助金で購入できるわけでございます。工事の部分の補助は、半額に減額されましたけれども、備品については改めて認めると、窓口になっております県と協議のうえ購入したものでございます。これも補助の対象でございますので、そういうふうな形で2台購入させていただいたと。現在まで使っておった車両は、かなり老朽化しております。さらに合併に伴いまして行動範囲が広がったというふうなこともありまして、県のほうにはそれを認めていただいて国の補助を適用させていただいたということで購入したところでございますので、ご了承、ご理解いただきたいと思います。

○議長（村中徹也） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、18番横垣成年議員。

（18番 横垣成年議員登壇）

○18番（横垣成年） 2点ほどお願いします。

この補正予算の最後のほうで諸支出金、23ページです。下北医療センター負担金ということでいろいろあるのですが、このむつりハビリテーション病院の負担ということで6,752万4,000円が計上されております。たしか私の記憶だと、平成19年度からむつりハビリテーション病院への国の赤字補てん、これがなくなったというふうに記憶して

おりまして、でもむつ市ではその赤字補てんは今後も努力するという前向きな答弁をもらって努力した結果だということで評価はさせていただきますが、この金額が当然今後とも続くというふうに考えていいものかどうかということです。

そして、2点目ですが、学校のほうでありますけれども、学校の需用費でかなり小学校のほうが861万6,000円、中学校が478万円というふうにふえておりまして、この原因は今問題になっている原油、いわゆる灯油値上げの影響かということをお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

1点目、むつりハビリテーション病院に対する負担金についてであります。まず予算書の23ページのむつりハビリテーション病院に対する負担金の補正の内容について説明させていただきます。これは、平成18年度の決算の確定による赤字額1億758万3,000円から平成19年2月までの国の負担分4,930万8,000円を除いた赤字補てん分5,827万5,000円のほか、今年度の起債の償還にかかる負担金の増額分924万9,000円で、合わせて補正額が6,752万4,000円となっているものであります。

次に、今後も6,000万円という負担が続くのかというお尋ねであります。平成19年度以降むつりハビリテーション病院の決算において赤字が発生した場合は、これまでの国の負担が平成19年2月で終了しておりますので、全額むつ市、いわゆる一般会計の負担ということになります。これまで平成17年度の決算で6,916万6,000円、平成18年度の決算で1億758万3,000円とそれぞれ赤字が発生しておりますので、この状態は続くというふうに考えております。したがって、基本的には赤字が発生した場合、一般会計からの負担が必要

となるため、今後もこの補てん措置は続くものということになります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 横垣議員の22ページ、小学校費及び中学校費のそれぞれ小学校管理費及び中学校管理費の需用費の増額補正についてのお尋ねにお答えいたしたいと思っております。

いずれもお見込みのとおり重油及び灯油等の単価高騰に伴う燃料費の増によるものがほとんどでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） 1点目のむつりハビリテーション病院のことで再度確認させていただきます。これちょっと私も誤解しておりました、平成19年度の分かと思ったら、平成18年度の赤字補てんでむつりハビリテーション病院が1億758万3,000円ということですから、この時点ではまだ国の補助が4,930万円あったから、平成19年度以降、いわゆる来年度からの今の時点の補正では1億前後がこれから負担になるということの理解でよろしいかどうかということと、あと学校のほうの需要増が小・中合わせて一千二、三百万円という形でふえておりまして、来年度第三田名部小学校も建設予定ですが、できれば灯油に頼らないようなそういう暖房、学校づくりというのを目指せないものかなというふうに思うのですが、そこら辺のお考えがあれば。いろいろ一般質問でも出るかと思いますが、ペレットストーブを今使うとか、やはり小学校、中学校からその環境を考えていくうえでも、しかも灯油の値上げに影響しないというふうな形での暖房設備を考えられないものかどうかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） お答えいたします。

平成19年度のむつりハビリテーション病院におきましての決算ですが、平成18年度と同様の赤字額が発生するとした場合においては、当然1億円余のむつ市の負担という形になります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 灯油に頼らない暖房ということでございますけれども、確かにエコスクールという考え方はあるわけでございます。現在の学校はすべて重油のほうが多いわけで、重油、灯油に頼っているという状況でございます。これをそのような格好で一部変えていくということにつきましては、かなりの改修費もかかってくる。また、それだけでは暖房を賄えないという状況もあるわけでございますので、なかなか難しいものがあるかと思えます。

それから、第三田名部小学校、新しくつくる学校にこういう考え方を取り入れられないかということでございますけれども、これについては十分検討をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、4番目時睦男議員。

（4番 目時睦男議員登壇）

○4番（目時睦男） 同じように補正予算について、2点ほどお尋ねをしたいと思います。

1つには、14ページの第2款総務費のうち車両管理費についてお尋ねをします。この補正予算を見ますと、需用費が500万円を主にして600万円の減額補正の中身になっているわけでありまして。先ほど同僚議員の質疑にもありましたが、燃料費が高騰している状況の中で、逆に600万円の減額ということについては、その努力がうかがわれるわけでありまして、この減額の中身についてご説明をお願いしたいと。

2つ目が19ページの農林水産業費の中の関根漁港の施設整備費で1億2,000万円近い増額補正を提案しているわけでありまして。これが関根漁港の例の災害工事に対する関連事業費ということで説明がされているわけでありまして、この中身についてもあわせてお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 14ページの車両管理費の減額についてお話しいたします。文字どおり、決算見込みによるものでありますけれども、まず大きな需用費の500万円についてお話しいたします。

実は、大畑地区に配置してございます除雪用の重機の修繕費に係る金額を大きく計上いたしました。なぜかといいますと、その重機自体がかなり老朽化しておりまして、平成17年度はその修繕に300万円程度の修繕料がかかりました。さらに平成18年度は、200万円の修繕料がかかりました。そういうことがありまして、ここにはその重機の補修に係る金額を計上してございました。しかしながら、今年度も幸いにして積雪量も少なく、重機の稼働状況からいっても大幅な修繕は出てこないものと判断いたしました。したがって、この金額を、すべてがこの金額でございませぬけれども、その他の車両についても修繕件数が減ってまいりましたので、その分につきまして決算見込みにより減額いたしました。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 目時議員ご指摘のとおり、この関根漁港施設整備費は災害関連と、先ほど議案第31号でご説明申し上げました漁村再生交付金事業の2つの事業がこの整備費の中に入っております。今回1億1,946万6,000円増額補正をご審議お願い申し上げているのは関根漁港施設の災害関連事業費でございます。先月2月6日付で水産

庁の長官から割り当て内示が参りまして、それに伴いまして、補助金の交付申請しております。それで今定例会にご審議をお願いしているわけですが、全体で災害関連は消波工、ブロックの製作、据えつけ合わせまして166.2メートルでございます。当初の予算では製作を128.7メートル、そのうち90.7メートルを据えつけすることになっておりました。今回補助金の割り当て通知が来たのと、増額通知が来たということで製作を37.5メートルふやしまして、それから据えつけを45メートルという計画でございます。それによりまして、製作のほうは166.2メートル、全延長製作が終了することになります。据えつけが30.5メートルほど残る形になります。もちろん本体の災害復旧事業のほうもまだ完了してございませんので、据えつけができないという理由もございしますが、その分30.5メートルにつきましては、平成20年度の予算に計上してございます。というふうなことでご理解願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 1点目の部分についてはわかりました。

2点目の関根漁港の関係についてであります。今の部長の説明で理解を得たわけではありますが、実は関連して要望を申し上げて質疑を終えたいと思います。この関根浜の災害工事の部分について、平成19年度当初の計画からしますと、2回の工事発注をしているわけではありますが、1回目の入札後の契約と、途中11月に増額した契約変更している中で、3億円の当初契約に900万有余の増額補正をしていると。私危惧するのは、留意をしていると思いますが、現設計の精度を高めるといふか、こういう点で、先ほどの部長の説明からしますと、国からの補助とかいろんな要因で関連事業が同時に発注をできなかったといふか、そういうような点については理解をするわけではありますが、今後

工事発注に当たっては、多分こういう大きな工事等については調査設計委託によって設計していると思いますので、精度の高いものに留意するよう、関連した工事について後で随契でやるとか、そういうことのないように留意をしてやっていただくことを要望しながら質疑を終えたいと思います。

○議長（村中徹也） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

以上で議案第36号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

ここで午後2時20分まで暫時休憩いたします。

午後 2時08分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議録署名議員の追加指名

○議長（村中徹也） この際、会議録署名議員が不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。

8 番馬場重利議員を指名いたします。

議案第 37 号

○議長（村中徹也） 次は、日程第36 議案第37号
平成19年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第 38 号

○議長（村中徹也） 次は、日程第37 議案第38号
平成19年度むつ市老人保健特別会計補正予算を議
題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第 39 号

○議長（村中徹也） 次は、日程第38 議案第39号
平成19年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議
題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第 40 号

○議長（村中徹也） 次は、日程第39 議案第40号
平成19年度むつ市下水道事業特別会計補正予算を
議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっており
ます議案第40号は、会議規則第38条第2項の規定
により、委員会への付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よっ
て、議案第40号は委員会への付託を省略するこ
とに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よっ
て、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第 41 号

○議長（村中徹也） 次は、日程第40 議案第41号
平成19年度むつ市簡易水道事業特別会計補正予算
を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よっ
て、議案第41号は委員会への付託を省略するこ
とに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第42号

○議長(村中徹也) 次は、日程第41 議案第42号 平成19年度むつ市水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号～議案第53号

○議長(村中徹也) 次は、日程第42 議案第43号 平成20年度むつ市一般会計予算から日程第52 議案第53号 平成20年度むつ市水道事業会計予算までの11件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案11件のうち議案第43号に対して質疑の通告がありますので、発言を許可します。22番 浅利竹二郎議員。

(22番 浅利竹二郎議員登壇)

○22番(浅利竹二郎) 議案第43号 平成20年度むつ市一般会計予算について2点お尋ねいたします。

予算総則の一時借入金についてでございますけれども、100億円の枠が設定されておりますが、その借り入れ条件、例えば使途とか金額とか返済条件等についてお尋ねいたします。

2点目は、歳入、第1款市税の滞納繰越分、実はこれ平成18年度一般会計のバランスシートを見させていただきましたが、未収金が10億円ぐらいあるわけですけれども、この滞納繰越分ということについての実態について説明をお願いいたします。

○議長(村中徹也) 総務部理事。

○総務部理事出納室長(西堀敏夫) お答えいたします。

一時借入金は、地方自治法第235条の2で定められてございまして、一時的な収支の不均衡を解消するための支払資金であります。そして、同法の第2項でもって、その限度額を100億円と定めてございます。限度額の範囲内であれば、何回でも借り入れすることができます。そして、その年度の出納閉鎖日までに、5月31日ですけれども、それまでに償還することになります。

以上です。

○議長(村中徹也) 税務調整監。

○総務部税務調整監(佐藤忠美) 2点目のお尋ねについてお答えいたします。

バランスシートでは10億425万2,000円の未収金が出ております。このうち(1)の地方税で6億4,321万6,000円は昨年12月の定例会でご審議いただきました平成18年度の市税全体の収入未済額がそのままこちらのバランスシートに未収金として載っております。それで、浅利議員のお尋ねにありました市税の滞納繰越分についてでございますが、予算では現年課税分、これは平成20年度の市

税の収入見込額でございます。そして、滞納繰越分につきましては、先ほど申し上げました平成18年度分と、それからそれ以前の滞納なさっている方々の分で、これから滞納処分するものの税額でございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 22番。

○22番（浅利竹二郎） ありがとうございます。再質疑させていただきます。

一時借入金につきまして、回転資金の借入金利子として公債費に4,000万円を計上されております。今年度の一時借入金の総額はどの程度、この4,000万円という利息に対して元金といえますか、借入金は幾らぐらいを予想しているのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、2点目、利払いだけでも類似団体と比較しまして非常にむつ市の場合は圧倒的に多いわけですが、現実には年度内に償還する金額、これが市財政にどのような影響を与えているのか、圧迫しているのかということですが、一時借入金で対応せざるを得ない市の財政の状況ということについてご説明をお願いいたします。

次に、滞納繰越分、大きい項目の2点目ですが、滞納繰越分につきまして、滞納が多いむつ市の社会的背景といえますか、そういうことの状態をご説明願います。

それと、収納率向上のために今検討していることとか実施していることについてのご説明をお願いいたします。

○議長（村中徹也） 総務部理事。

○総務部理事出納室長（西堀敏夫） 借入金のピーク時の借り入れ最高額は約70億円程度を予定しております。限度額はあくまでも100億円の範囲内でございます。

それから、一時借入金の利息により財政の圧迫の一因になりかねませんので、私どもといたしま

しては、資金計画を立てまして、できるだけ低い借入額にしたい。それから、予算執行は効率的に行いたい。それでもって執行したいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） 浅利議員の2つ目のお尋ねにお答えいたします。

滞納繰り越しが非常に多いということで、どういう理由なのかということだと思いますが、いろいろ考えられます。分析した結果のうち主なものだけをご紹介します。

まず、むつ市の状況としましては、雇用情勢が全く改善していない、それから個人所得や消費の回復力も非常に悪いということが大きな理由でございます。内容的には、大型企業の倒産により影響もあります。それから、自己破産者も大変多うございます。そして、大口納税者、中小企業の皆様ですが、市の場合は5月までの精算となっておりますが、その段階が、5月までのお約束が6月、7月になって現年がもらえず滞納に繰り越されると、そういう方々もございます。それから、自営業者、飲食店の皆様の営業不振というのもございます。まだまだ結構あるのですけれども、いろいろ主なこととしてこれだけご紹介させていただきます。

それで、この方々から今後滞納繰越額を縮減するため、財政確保のためにどのようなことをしているかということですが、税務課内部で毎年、平成18年度からですが、課内でもって徴収対策会議を開催してございます。その中で毎年度重点事項ということを決めまして、その重点事項に向かって一つ一つ対策を考えて解消してきているところですが、なかなかまだ改善までは至っておりません。昨年4月から2年間ということで、県の徴収対策のエキスパートというのです

か、市からも職員を1名出して人事交流をいたしております。大変有能な方でございます、かなりの効果を上げているということで評価されるところでございます。

それから、ご存じの方もあると思いますが、きょうがちょうどネット公売の入札の締め切りでございます。12時半が最終なのですが、これで2回目でございます。ネット公売もかなり全国の方々から入札がありまして、非常に効果、影響があると思っております。今後とも動産の差し押さえを徹底してネット公売に力を入れてまいりたいと思っております。

それから、予算に計上といえますか、お願いしているのですけれども、滞納整理システムといまして、税務課としては宿願でございましたが、今回予算計上させていただくことができました。これによりまして、手作業でやっていた事務作業を、この滞納整理システムによって大幅に時間がとれます。これでもっともっと詳細な滞納者の分析をして、どのようにすれば財源確保ができるか、そういうことを十分に分析して財産調査等も徹底してまいりたいと思っております。

そのほか職員の資質の向上に努めて、立派な徴税吏員を育てていきたいというところがこれからの徴収対策と思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 22番。

○22番（浅利竹二郎） ありがとうございます。市財政の現状は非常に厳しいものがあると思えますけれども、入るをはかって出るを制するという、これはもう経済の大原則であると思えますので、市財政の再建に向かって、一生懸命頑張っていたきたいと思います。

終わります。

○議長（村中徹也） これで浅利竹二郎議員の質疑

を終わります。

以上で平成20年度むつ市各会計予算に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第43号から議案第53号までの平成20年度むつ市各会計予算については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにししたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第43号から議案第53号までの平成20年度むつ市各会計予算については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布してあります予算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります予算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで予算審査特別委員会正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午後 2時39分 休憩

午後 3時01分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれまして予算審査特別委員会において、委員長に新谷功議員、副委員長に岡崎健吾議員が選任されましたので、ご報告いたします。

報告第1号

○議長（村中徹也） 次は、日程第53 報告第1号 むつ市国民保護計画についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、22番浅利竹二郎議員。

（22番 浅利竹二郎議員登壇）

○22番（浅利竹二郎） 報告第1号 むつ市国民保護計画についてお尋ねいたします。

平和に浸っている国民、市民に国民保護法の重要性を認識させ得るかどうか、市長の所見をお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 国民保護法の重要性を認識させ得るのかというお尋ねで、私の所見を問うたというふうなところでございますけれども、これはこれまでの9.11テロ、さらに不審船の日本海での行動、そういうふうなさまざまな部分を見て、これは何年でしたでしょうか、国民保護法というものが制定されて、それを受けまして地方公共団体、要するに市町村で、市として何ができるのかということが法の中で、国民保護計画をつくりなさいというふうなことでこのたび報告として提出をさせていただいたわけでございます。

今後このむつ市国民保護計画は、さまざまな場面で市民の方々にPRもしていかなければいけないし、さらに一昨年、たしかしもきた克雪ドームの中で県の防災訓練が行われました。その際、防災訓練でありましたけれども、それはテロ攻撃に対する対応の仕方、そういうふうなものも徐々にこの国民保護法の意識をしているところであります着上陸侵攻の場合、それから弾道ミサイル攻撃の場合、ゲリラ特殊部隊による攻撃の場合、航空攻撃の場合というふうな部分で、少しずつその

意味からして防災訓練等の中に取り入れられて市民に対する啓発を今進めているところであります。

また、当市も、組織といたしまして防災調整課が今現在ありますけれども、そこでこのむつ市国民保護計画にのっとりまして、さまざまな部分で今後市民の方々に周知をし、そして市といたしまして、住民を安全な場所に避難させることで被害を最小限にするというふうなこの国民保護法の精神、さらに武力攻撃事態等に対して国民の生命、身体及び財産を守るために制定されたという、この国民保護法の法の精神に基づいてしっかりと対応し、さまざまな場面でPRし、そして消防、さらには住民の方々との連携を深くするというふうなことで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 22番。

○22番（浅利竹二郎） ありがとうございます。この件について要望させていただきます。

「今そこにある危機」という、そういう言葉がありますけれども、現実にはまず北朝鮮による日本人の拉致というものがありますね。これはまだ継続しております。それと、先ほど市長もちょっと触れられましたけれども、対馬沖の東シナ海ですが、そこで領海から公海に逃げた漁船との銃撃戦などありました。これは、明らかに主権を侵害されているわけですよ。実は、昭和51年にソ連のミグという戦闘機が函館空港に無断着陸という、領空侵犯して、これなんかは函館30万都市の、もうちょっと気遣いのパイロットが来れば、30万市民が殺傷されるというおそれもあったわけです。こういうことが現実にあるわけです。

そのほかに私実際に体験したことで、ちょっと昔の話になりますけれども、大韓航空機がソ連領空を侵犯したということで数百人が打ち落とされておりますね。そのときに私は宗谷海峡の現場に

いまして、日本の自衛隊、保安庁もいました、7艦隊の艦隊、それとソ連の軍艦、その他いろいろなものがあの狭い宗谷海峡でごちゃごちゃになって一触即発の危機、そういうことが現実にあるわけです。ですから、そういうことをなかなか今の日本の国民は理解できないでいるのですけれども、実際に一朝有事の緊急事態に対応、即応できるような日ごろから市民の意識改革、関係機関との連携、諸訓練等に市長として意を用いていただきたいと強く要望させていただきます。

以上です。

○議長（村中徹也） これでは浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

次に、18番横垣成年議員。

（18番 横垣成年議員登壇）

○18番（横垣成年） 2点ほどお聞きいたします。

この国民保護計画であります、私はこの計画が出てきて、中身を読めば読むほど、どうも何か理解に苦しむなというのがあります。日本というのは平和憲法を持つ、いわゆる9条を持つ国であって、こういう保護計画は今までなくても戦後63年になるのですか、平和でやってきたということで、わざわざこういう計画をつくっても意味がないのではないかなと、しっかりと9条を守るということで十分ではないかなというふうに思っておりますが、市長のご所見をお願いしたい。

あと2点目ではありますが、このような保護計画をつくる以上にもっと市民を守る方法というのがあるのではないかなというふうに思いますので、そこを市長は方法がないというのであれば、その旨答えてもらえればよいなというふうに思います。

以上、お聞きいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず1点目の戦後62年、63年、太平洋戦争が終わってから、この間今まで

平和でやってきたのだから、このような計画はつくる必要がないのではないかと、また無意味でないかというふうな感想を述べられて私の所見を求めたところでありますが、この62年間、果たして国内の中ではこういうふうな事態は起きなかったかもしれませんが、国外、また先ほど浅利議員がお話のように、現場で体験をした方のご発言、やはりその中でもかなりきわどいところまで公海、領海、その部分の中で接近するところで非常にさまざまなあつれきがあったというふうなことも私は今承知をいたしておりますし、またそういう意味では憲法を遵守し、しかしながらしっかりと自らのこの身を守る、国民、国土、これを守っていくという姿勢は貫いていかなければいけないというふうな思いでございます。すべての武力等々を放棄して、果たしてこの国が守れるのかというふうなことには、私は横垣議員とちょっと以上にその観点が違います。しっかり違うのではないかなと、こういうふうに思います。

これまで平和だったのだからというふうな、その平和はさまざまな部分で、目に見えない部分でのあつれき、さまざまなパワーポリティクスの中でこの平和が守られているのだというふうなこともご認識をしていただかなければいけないし、今仮に平和でありますけれども、この平和が将来まで続くのかという、その保証はないのではないかと。そのためには、しっかりと守るべきところは守り、そして蓄えるところは蓄える、力を蓄えるところは蓄え、そして憲法の精神にのっとりこの国民、国土、財産、生命を守っていかなければいけないという基本的な考え方を私は持っております。市といたしましては、市民6万6,000人、この生命と財産、これを守るためには、しっかりとこの国民保護計画にのっとり連絡調整をし、何か事態、先ほど申し上げました4つの事態、それ以外の事態も考えられるわけでありませうけれども

も、その際には、一朝有事の際には、しっかりと連携をとって市民の生命と財産を守るのが私たちの立場であると、こういうふうな認識をしております。

市民を守る方法、今後保護計画以上、以外に何かあるのではないかなと、こういうふうなご発言でございますけれども、この4つの想定されている事態に対しての保護計画、保護法でございますので、それには私たちは十分と心を常に備えるという気持ちで臨んでいかなければいけないし、また違う部分でその市民を守る、国民を守るということもさまざまな場面でこれは考えていかなければいけないと、こういうふうな思いで取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） この保護計画自体が市長がおっしゃったように4つの事態に対処すると、そういう前提でつくられておりますが、そもそもこの4つの事態を防げればこの計画は要らなくなるということで、ではこの4つの事態を防ぐ人たちはどういう人々かということ、政治家だと思えます。市長も政治家、私も政治家。だから、この4つの事態をそもそも起こしてしまった原因は、やっぱり政治家が悪くなってしまうと思えます。だから、これを起こす前にしっかりと交渉したり、それこそほかの国が変なことをやったら、やっぱりその国に行って申し入れをしたりとか、そういうことをやるのが政治家。ですから、その政治家が4つの事態を前提に物事を考えること自体がもう本末転倒しているという、私はそういう計画となるというふうに思っています。これは、やっぱり事務方が内部でやるものであって、政治家というのはこういうのを率先してやるのでなくて、こういうこと自体を防ぐ最大の努力をするのが政治家ではないかなというふうに思っております。そういう意味では、政治家の一人である市長としては、も

うこういう武力攻撃を前提に考えてしまうのですか。それとも、これを防ぐためにあなたは何かをしようという考え方は全然ないのでしょうか。そのところ、ただ攻められてきた、ああ、何か守ろう、市民を守ろうという発想にしかないのでしょうか。そのところをまずお願いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 武力攻撃事態の類型というふうなことで、4つのパターンが示されているわけでありましてけれども、これらは私の認識でございます。現に日本という国が、その危機にさらされているものもあるというふうな私は認識でとらえております。さかのぼって数年前には、この青森県の頭上をある国のミサイルが通過をしていった。そして近々の問題では、津軽半島のほうに漁船を使って密入国を果たして、そして麻薬等々の密輸等がなされていたらしいというふうな報道まであります。さまざまその意味からして私たちの周辺には、この事態が起こり得る可能性があるという気持ちで私たちは市民を守っていかなければならないのではないかと、こんな思いで取り組みたいと思えます。

政治家の一人として、私は今この場で発言をさせていただいて、そして市民の皆様方にこの形で放送を通じて私の決意も述べましたし、我がむつ市の行政も、行政として市民の生命と財産を守るためにこの国民保護計画案をつくり、懸命に努力をしていくという形で市民の皆様方に安心感をもたらしたいと、こんな決意で臨んでおります。

以上です。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） 市長は、今は危機にさらされていると、そういう世界情勢、そういう認識はわかりました。

これは、戦後まもなく発行された「あたらしい

憲法のはなし」というのがありますが、これ昭和52年にもう文部省がこれを中学校で使うのを廃止したみたいなのですけれども、これには当然今の憲法は軍隊を持たないというふうな憲法になっておまして、それでも皆さん心細くありませんよと書いてある。これ文部省がつくった憲法の話ですけれども。世の中でそんな軍隊を持たなくても怖くない、なぜ怖くないかという、世の中には正しいことぐらい強いものはないと。これは、武器よりも何よりも正しいことぐらい強いものはありませんよ、だから軍隊を持たなくても怖くありませんよと、こういうことを学校で教えていたのです。ところが、今の市長の話だと、もう危機にさらされているから、もっと軍隊をふやして、国民がその準備をしると、そういうふうな発想に私は聞こえますけれども。

やはり政治家というのは、きちっと正しいことを主張していく、国際的にでも。だから、今国際的にはそういう方々が平和を守っていく勢力になっておりますから、市長、危機にさらされているという心配を持つことなく、今後市民をきちっと守る政治家として奮闘してもらえればなというのをお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 危機にさらされているというふうなことで、私はその危機感をあおっているということではございません。あくまでもこの国民保護計画の中で、また国民保護法の法の精神の中でこれらのことが想定されているのだから、市町村に、要するに地方公共団体として何をすべきかという形の中で私たちはさまざまな各種団体からご意見を伺い、このむつ市国民保護計画というふうな形で作成をして、そして安心感を持っていただくと、このための計画でございます。何かあったときに常に備えを、備えを常にというふうな精神でこれは臨んでいかなければいけない、こん

な思いでございます。

さらに、正しいことが一番強いと、そういう社会になっていくために、横垣議員ともども力を合わせて私も邁進していきたいと、こう思いますので、私の意見も十分尊重していただきたいと、こういうふうに思います。

以上です。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で報告第1号の質疑を終わります。

報告第1号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

報告第2号

○議長（村中徹也） 次は、日程第54 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成19年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。18番横垣成年議員。

（18番 横垣成年議員登壇）

○18番（横垣成年） 1点お願いいたします。

この報告第2号によりますと、国民健康保険の補正予算、補正が4億6,000万円ということでかなり大きい補正になっておりますので、この大きな理由をお聞かせ願えればと思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） お答えいたします。

一言で申し上げますと、保険給付費の増大でございます。保険給付費の療養諸費、高額療養費及び葬祭諸費が増大したことによる補正でございます。平成19年度の当初予算の療養給付費の算定に当たりましては、国が示す算定シートを用いて1人当たりの医療費、被保険者数や伸び率を考慮し

予算計上しておりますし、平成17年度の実績や年度途中の平成18年度の見込み等を考慮し、また平成18年度の診療報酬の減額改定や高額療養費の限度額改定を考慮し算定したものであります。しかし、1人当たりの医療費は平成19年度当初見込みと比較しまして、一般被保険者で1万6,056円、退職被保険者も1万9,467円の増加となっており、この医療費の伸びが大きな要因と考えております。

高額療養費につきましては、当初3億3,496万9,000円を見込んでおりましたが、9,424万8,000円増の補正となっております。これは、平成19年度から始まりました入院時の高額療養費に関しまして限度額認定証の交付による現物給付化が始まり、高額療養費の請求が早まったこと、また前述した療養給付費の増大が大きな要因と考えております。

葬祭諸費につきましては、前年度実績により予算計上しておりますが、実績以上に葬祭件数が伸びたことによります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） 療養費の給付が伸びたということで、もし把握しているのであれば、どういう形のものが多かったのか。例えば風邪がはやってこういう形になったのか、それとも当初の予算計上自体がもう少なくて、今回こういうふうな形で補正になったのか、そこのところをちょっとよろしくお願いします。

それと、たしか国のほうで国保調整交付金の算定ミスで過大交付だとか過小交付、市町村に返還要求だとかこういうのが記事になっているのですが、むつ市の国保会計ではこういう問題がここには補正では計上されていないというふうに見ると、むつ市ではこういうふうな過大交付、過小交付、こういう事実はなかったというふうに理解し

ていいのか。ちょっとこの2点お願いいたします。

○議長（村中徹也） 民生部副理事。

○民生部副理事国保年金課長（河野健二） お答えをいたします。

まず2点目の調整交付金の関係であります、むつ市は該当がございません。

それから、療養給付費の増の内容でございますが、午前中にもお話し申し上げましたが、国保の場合、老人保健の該当者が75歳に上がっていると、国保の中でも高齢者の方の比率が高まる傾向にございます。そういうことも含めて平成19年度当初予算を計上したのであります、その予想より、より多く医療費がかかってきたと、これが大きな理由でございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で報告第2号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第2号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

報告第3号

○議長（村中徹也） 次は、日程第55 報告第3号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。20番齊藤孝昭議員。

（20番 齊藤孝昭議員登壇）

○20番（齊藤孝昭） 報告第3号について質疑いたします。

この議案は、釜臥山スキー場において立木から落雪があって、その近くにあった車が壊れたため補償したという内容であります。そこで、たま

たま人がけがをしなかったからいいようなものの、物が壊れただけで済んだので、お金で解決できることになりましたが、この事故が起きてから、この周辺の安全についてどのような対策を講じているのか、まずお知らせください。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 齊藤議員のお尋ねにお答え申し上げたいと存じますが、その前にこのたびの事故につきまして、当方の管理不行き届きの点もございまして、損害を受けられました皆様には心からおわびを申し上げたいと存じます。

事故が起こりましたのは、1月6日でございます。その日の夜に被害者の本人から担当職員宅に電話がありまして、初めて事故があったことが判明したわけでございますが、その翌日、早速本人と連絡をとりまして、面談謝罪のうえ損害賠償することでご了解を得たということでございます。当初本人は、不可抗力といいますが、とめたところが悪かったということで損害賠償を得られないのかなというふうに思ったようでございますけれども、駐車禁止という場所ではございませんで、とめて差し支えない場所ということでとめていたものですから、これは損害賠償の対象になるのではないかというふうなこともありまして、お電話をいただいたということでございます。

翌日ようやく連絡がとれまして、夕方にお会いして損害賠償ということでご了解を得たということでございます。その後落雪の危険のある場所、通常の積雪状況ですと、駐車場の除雪をしていますが、その車のとめてあった場所は雪の堆積場所としてほぼ駐車ができない状態になっているわけでございますけれども、去年もそうですが、ことしも少雪ということで、一回も除雪がなされない状態で駐車が可能状態ということがございました。それで、無人管理をしているものですから、シーズン当初は枯れ木等の倒木の危険

のあるものについては処分をきちっとしているわけでございますけれども、シーズン中の木の枝に降り積もった雪等についての注意監視が少し行き届かなかったというふうなことで今回のような事故があったということでございます。非常に大変申しわけないと思っているわけでございますけれども、早速木の枝が駐車場にかぶっている部分、そのところまではきちっとバリケードを張りまして、駐車禁止にし今日まで一応未然防止に努めてきているということでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 20番。

○20番（齊藤孝昭） やはり万が一人命にかかわる事故になると大変なことになりますから、当然こういう事故があった後は対策を講ずるのが当たり前だと思います。しかしながら、実際私もよくスキー場に行きますが、果たしてこういう場所があったのだろうかということで全然わかりません。バリケードを張っていると、木の枝を切ったとかということを書いていらっしゃるんですが、この場所、こんな危険な場所があったのかということをおもっております。ぜひ今後スキー場の管理を委託するわけですから、外部の方にも当然シーズン前に木を切ったほうがいいのか、そういうところには進入しないようにということをするべきだと思いますが、今後具体的な対策があったらお知らせください。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 来春から指定管理者制度に託されるという施設でございますので、私どもこれまで管理してきたノウハウを、こういうふうなものを当然ながら今回の事故も教訓といたしまして、今後こういう事故がないよう十分指定管理者と協議をしながら管理に努めてまいりたいと思っております。

具体的には、現在私どもがとっているような格

好、シーズン前のそういう倒木の危険性のあるものの伐採整理、それからバリケード、駐車をしてはいけない場所へのバリケード等、こういうものについては雪の降る前からきちっと整備をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村中徹也） 20番。

○20番（齊藤孝昭） 最後になりますけれども、よく専決処分したということで事故の報告ありますが、100%行政の賠償責任というふうなことが最近すごく多く感じられます。私の勝手な感覚かも知りませんが、当然相手の過失責任というのがありますし、全額行政が負担しなければならないというふうな事例は本当にあるのだろうかというふうなことも思っています。前の質疑でも言いましたけれども、財政が厳しいということもありまして、10円でも節約するのがやはり行政の役割だと思っておりますので、その責任の所在とかも毅然とした態度で、被害を受けた方には全然罪はありませんが、毅然とした態度も今後いろんな場面で出てくると思います。改めてそういう考えが、考えというよりも、やりとりができるのかできないのか、最後にお知らせください。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 過失割合ということ、それから損害額というふうなことのお話でございますけれども、これは全額保険で措置されてございます。私も全国市長会市民総合賠償補償保険というものに加入しております、次の報告第4号、報告第5号の体育館の部分もそうなのですが、この保険に加入しております、幹事会社が損保ジャパンということで、こちらの保険会社と協議いたしましたしまして、今回損害を受けられた方の過失は問えないということで100%の賠償というふうなことになってございます。

以上です。

○議長（村中徹也） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で報告第3号の質疑を終わります。

報告第3号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

会議時間の延長

○議長（村中徹也） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

報告第4号

○議長（村中徹也） 次は、日程第56 報告第4号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、20番齊藤孝昭議員。

（20番 齊藤孝昭議員登壇）

○20番（齊藤孝昭） 報告第4号は、市民体育館の屋根から落雪によって車が壊れた、それに対して損害賠償をしたというものであります。

まず、このむつ市民体育館には、何十年前前から雪が落ちて危ないというふうなことで、近づかないように、車をとめないように、下を歩かないようにというふうな注意喚起の看板を立てておりました。にもかかわらずこういうふうな事故が起きたということでありますので、その経緯をまずはお知らせください。

もう一つは、この相手方ですが、何のためにこの駐車場を使っていたのか、わかっていたらお知らせください。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 報告第4号についてのお

尋ねにお答えをいたしたいと思います。

経緯ということでございますが、これは1月23日、市民体育館の屋根の氷柱落下によりまして、公園側のほうに駐車、縦列駐車しておりました5台の車のうちの2台が破損したということでございまして、うちこの報告のものにつきましてはサンルーフの部分が破損したということでございます。事故当日、体育館管理職員、体育館を管理している職員からの連絡によりまして、朝の午前9時半ごろ落雪事故の危険を事前に確認したことから、落ちそうだということから職員が車両のナンバーを確認いたしました。ナンバーを確認して、多分市の職員であろうということで、管財課のほうに問い合わせをして、所有者を割り出しまして、所有者の方に移動をお願いしたところでございます。うち1台につきましては間に合わず、午前10時ごろに事故に遭ったということでございます。

車両の移動後につきましては、早速体育館から離隔を広くして、これまでは大体4.8メートルの離隔をとってバリケードを設置して、ほぼ問題がなかったわけでございますけれども、今回は少し屋根からの氷柱が滑りおりの角度がちょっと遠くに落ちたというふうなことがあったようでございまして、6.8メートルに離隔を広げて駐車禁止地域を設定し直したということでございます。あわせて駐車禁止の立て札も設置いたしました。

どうしてそこにということになりますと、駐車場、駐車スペースがなかったということで、そこにとめたのであろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（村中徹也） 20番。

○20番（齊藤孝昭） 今職員がという話もありましたけれども、何でこんなことをわざわざ聞かないとだめになったかという理由があります。それは、市長の施政方針の中にもありますけれども、職員

の意識改革とか市民の立場、目線に立って職員を育成していきたいというふうな言葉が入っております。再質疑になります。こんなことなのです。例えば、この方を別に一方的に責める必要はありません。ただ、考え方を、行政側のそれなりの立場になっている人たちがどういうふうに考えているかということも含めまして、例えば通勤の手段、この方はどういうふうになっていたのかとか、本当に車で来ないとだめだった人だったのかとか、通勤費をバスで来るようにもっていたののではないとか、職員となればさまざまな条件に本当に合っていたのかというふうなことを疑問に思うことになるのです。そこで、この方は本当に車で通勤して来てもいい方だったのかお知らせください。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

駐車場所は、あくまで職員の駐車場所ということでございます。今議員ご指摘のあったように、駐車場がかなり狭隘になっているということで、職員には2キロ以内についてはできるだけ車でなく歩行してくださいということで庁議あるいは部長会議でもお願いしてございます。そういうことで、この方が2キロ以内で車で通勤しているのであれば、改めて個々に喚起しなければならない場面も出てまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 20番。

○20番（齊藤孝昭） いいですか、上に立っている方々がこんな答弁をすると、下の人たちは言うことを聞くわけないのです。もっといろんな立場でいろんな発言をしてもらわないと、当然こんなのは解決できないと思います。何回も言いますが、本人は悪くないのです。全然悪くないのです。たまたまこんなことになっただけの話で。ただ、それをうやむやに補償しましょうというふう

なことになってしまうので、今後どんなことになるのかなと心配するからこそ、こんな質疑をしているわけです。

最後になりますけれども、この補償に当たってですけれども、本人から補償をしてほしいという要望があってやったのか、それとも行政のほうから、いやいや、補償してあげるから申請しなさいとなったのか、どちらなのか教えてください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 齊藤議員の懸念する部分、私もしっかりと今胸にたたき込みました。さらに、本日理事者側がこういうふうな形で部長等が出席をして、今齊藤議員の懸念の部分、そういうふうなところはしっかりと聞いております。さらに、ラジオを通して市の職員も多数聞いていると思いますし、その部分で注意を喚起していかなければいけない。

しかしながら、駐車場のスペースの話がちょっと出ましたので、お話をあえてさせていただきますと、私も事あるごとに、今市役所内部のネットの環境が非常に整ってまいりまして、メールで、さらに全庁掲示板ということで、ついせんだって、二、三日前にも年度末に向かっての心構えを書き、そしてその中で年度末、年度初め、非常に市民の多くの皆さんが市役所に訪れる機会が多くなるわけだから、駐車場のスペース、これは市民の利用に阻害のないようにしっかりと確保していただきたいということを常々私はその全庁掲示板の中でも今職員に訴えているところであります。最近よくお聞きすることは、駐車場のスペースが幾らかゆとりが出てきたというふうなことも聞いておりますので、それもまた1つの効果が出てきたのかなと思いますし、ただいま齊藤議員のご発言、この趣旨を十分我々気を引き締めて対応していかなければいけない部分、非常に多々ございましたので、留意してこれから進めてまいりたいと、こういう

ふうに思います。ご理解をいただきたいと思いません。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

市のほうから補償してあげるという話は一切してございません。あくまで本人が補償していただきたいと、それを受けまして調査してございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、18番横垣成年議員。

（18番 横垣成年議員登壇）

○18番（横垣成年） 齊藤議員と重複するところがありますが、再度確認のために聞きたいと思いません。

対策として答弁を聞きますと、4.5メートルでしたか、それを幅6.8メートルぐらいまでガードして雪からの被害を受けないようにしたという答弁であります。ただこれだけではちょっと私は根本的な対策になるのかなということをおもひまして、やはりもっと根本的な対策というのを考えなくてはならない時期ではないかなというふうに思うのですが、そこのお考えをお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） これまでこのような事故はなかったわけございまして、今冬のつららの状況、解け方、その飛び方というふうなことが非常に予測できなかったという状況もございまして。この事故の後、6.8メートルという離隔をとりながら、さらにそこは駐車禁止と、これまでは落雪注意ということの看板だけであったわけですが、駐車禁止という格好で、そこに駐車しないように注意喚起をしてございますので、今後はこのような事故は起きないだろうというふうに思っているところでございます。

以前横垣議員からは、屋根の改修というふうなことで一般質問でしたでしょうか、ご質問があったところでございますけれども、そういう抜本的な改修ということはなかなか考えづらい状況でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（横垣成年） やはり私は抜本的な対策が必要ではないかなというふうに思うのです。前の定例会でもありましたが、改修費、屋根も含めて大体3億円くらい、床もゆがんでいるということですから、そういう体育館をこのまま、4月からは指定管理者に移すということであります。そういう不備が見受けられるような施設を指定管理者に移行するということが自体がどうかと思いますから、ぜひとも改修費3億円かけてしっかりしたものをつくるといふ考えに立てないものかどうか、市長の答弁もよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 財政状況もご存じでございましょうから、私ども教育委員会としては、当然ながら欲しい施設も整備したい施設も当然あるわけでございます。体育館も非常に老朽化してきているということもございまして、確かに大規模改修もしたいところではございますけれども、この辺のところにつきましては、市長部局財政とも協議をしながら、できる範囲の手当てはしていきたいというふうに考えておりますが、今のところ屋根の大改修というところまではなかなか難しいのではないかと。ただ、改修をしたとしても、屋根の雪が落ちないような格好での改修が可能なのかどうかということにはいささか疑問があるのではないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 私ども先ほどのスキー場の

駐車場の件、そしてまた体育館の件ということで再三本当に被害に遭われた皆さんに大変申しわけなく思っているわけでございます。ただ責任回避するつもりはございませんけれども、私も現場に行きましているいろいろ見ますと、これ実際問題に、次の事故を防がなければならないことはもう十分私どもの責任でございますけれども、限界があるなということをつくづく感じたのも正直なところでございます。先ほどスキー場の駐車場を見ましても、本当のへりでございます、松が十数メートル高いところにありまして、本当に見上げないと積雪が見えないというふうな状況でございます、慌てて行ったりしますと、自分のところだけ見まして上を見ないというふうなことで、たまたま初雪に近い非常に雪が少なかったわけでございますから、ブルドーザーもぎりぎりまでうまく除雪した関係上、ぎりぎりのところまで駐車したというふうな感じでございます、果たして私もひょっとしたらそうなったかもしれないなと感じておりました。しかし、あくまでも市営のものでございますので、被害に遭った方には改めておわびを申し上げたいと思います。

それと同じように、体育館におきましても、落雪注意と大きい字で看板が出ているわけでございます、我々大人であれ子供も同じでございますけれども、やはり状況を見ていかないと、あらゆるところすべてを管理していかなければならない。これは私わかりますけれども、今度気をつけますと言わなければならない立場でございますけれども、実際限界もあるなということも感じております。やはり季節、いろいろな状況を見て自分で守るという手段、防衛する力というものをおのずと持っていきませんと、全部役所、行政が責任を負うということも大変限界があるなということも感じてございますので、私自身もそうでございますが、状況を見て常に行動するという力を身に

つけたいものだ、このように思っているところ
でございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を
終わります。

以上で報告第4号の質疑を終わります。

報告第4号については、文書のとおりでありま
すので、ご了承願います。

報告第5号

○議長（村中徹也） 次は、日程第57 報告第5号
専決処分した事項の報告についてを議題といたし
ます。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることに
ついて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
すので発言を許可します。20番齊藤孝昭議員。

（20番 齊藤孝昭議員登壇）

○20番（齊藤孝昭） 報告第5号について質疑させ
ていただきます。

これも報告第4号と同じで体育館の屋根から雪
が落ちてきて、それで車が壊れたので損害賠償を
したということであります。この方もたしか職員
と聞いておりました。そこで、先ほどの報告第4
号と同じですので、ダブるところは質疑いたしま
せんが、教育長は先ほどの答弁で、危険を回避す
ることは自分でも努力するべきだというふうな話
をいたしました。職員ではなくて、一般の市民の
皆さんが公の施設に来たときに何か事故に遭った
というのであれば、賠償責任を誠意努力するとい
うのは当たり前なことだと思います。しかしなが
ら、あくまでも市の職員であります、仮にも。先
ほどの答弁でもありましたけれども、通勤の方法
の約束があって、それをたまたま守らなくて事故
に遭っています。それに対してまともに補償をし
なければならないということは、果たして世間の
皆さんが納得するのでしょうかというふうなことを

1点お聞きします。

もう一つは、これもまた総務部長の先ほどの答
弁にありましたが、本人から弁償してほしいとい
うふうな話があったということでありまして。それ
も、これはスキー場の話でしたが、過失責任、ま
たはそのルールを守っていなかったのではないか
というふうな話を双方でしたのか、しなかったの
か、その2点をお知らせください。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 事故の因果関係、それか
らいきますと、私ども駐車禁止区域として設定し
た以外の場所、区域以外の場所で起こった事故と
いうことでございまして、私どもも車両所有者と
しては不可抗力であったものと判断したところ
でございますし、先ほどもお話ししましたように、
保険会社のほうも、車の所有者の過失責任を問え
ないということで100対ゼロという判断になったと
いうことでございまして、私どもとしてはそれに
基づいて全額補償という対応をとったというこ
とでございます。

通勤云々のことにつきましては、私どもとして
はその交渉の経緯の中ではその話はしてござい
ません。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 通勤の2キロ以内の通勤
費と、車両での通勤は禁止という通知を出してい
るわけですがけれども、これとこの損害補償との因
果関係は全くございません。ただ、2キロ以内の
方が車で来ていると、そうなりますと、通知して
おります立場からしますと、やっぱり職員を改め
て指導しなければならないと、そういう思いをい
たしております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 20番。

○20番（齊藤孝昭） 本当に何回もさっきから言っ
ていますけれども、当事者本人のことではなくて、

役所、市役所に勤務する人たち全体のことを今のこの事例を参考にして話をしているのです。だれが悪いとかいいとか、そういう問題ではないのです。今後もこういうことはもしかすれば何件か繰り返す可能性があります。そのためにわざわざ本人たちには申しわけないですけども、例にとって話をさせてもらっているだけの話で、個別にいいとか悪いとか、その約束がどうか、そういう問題ではない。

今こんなことがたまたま続いたおかげで、多分半径2キロ以内から車で来ている人たちは、相当これから慎重になると思います。そのおかげで駐車場は多分あくと思います。勝手に想像していますけれども。約束事って何なのですかということなのです。今までその通勤のためのルールがあって、それに基づいているんなことをしていたのだけれども、たまたま魔が差してこんな事故になってしまいましたと、だけれどもたまたまなので補償してくださいよとなってしまいましたと。それに対して上長が、「いやいや、おまえ車で来ちゃだめなんだよ」って、「そんなこと言ったって困るよ」みたいなことを何でやれなかったのかということを行っているのです。今の件について、ちょっとお答えをお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 齊藤議員の発言の趣旨は、職員一人一人がすべてこの立場、立場で市の行政はもとより、市の建物、市の行事、そういうふうなことに一人一人が責任を持ってしっかりと務めるべきであるというふうな趣旨に受けとめました。私もそういうふうな形でこれから職員を督励もしなければいけないし、その1人の行動が、決して今回の件は職員だからということでの報告、専決ではございません。しっかりとした形の、さまざまな条件の中でこういう形で専決をさせていただいたわけでございまして、報告に至ったわけ

でございますけれども、齊藤議員のお話の根幹にあるものは、職員一人一人が市を代表する立場であるし、そういうことのないように努めていかなければいけないという注意を促している、ありがたいご忠言だと、こういうふうに思います。今後私も場面ごとにこのお話をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で報告第5号の質疑を終わります。

報告第5号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月7日は常任委員会、予算審査特別委員会のため、3月10日は議事整理のため、また3月11日及び12日は予算審査特別委員会のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、明3月7日は常任委員会、予算審査特別委員会のため、3月10日は議事整理のため、また3月11日及び12日は予算審査特別委員会のため休会することに決定いたしました。

なお、3月8日及び9日は休日のため休会とし、3月13日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 4時04分 散会

